

から、じゃ現在の食物の需給というのはどうなのかといえ、グリーンベルト地帯がだんだん狭まってきて、砂漠化の傾向があつて、なかなか食糧を確保するのが難しい時代が来るのじゃないか、そういうお話もありまして、まさに土地を利用するの食糧確保というものの難しさというものが現状あるわけでございます。私は、この海という大きな、動物性のたんぱく質を我々が得るにすばらしいものが我が国周辺には存在するわけでありまして、その意味からすると、今回の国連海洋法条約というものの意義というものは大変大きなものがあると思うわけでございます。

その点についてまたお話を伺いたいと思うのですが、今の我が国の水産業というのは、浜値は安いんだが、小売は高い。そして国民の皆さん方も、このごろはお魚よりもお肉の方がいいということ、でも、どうも魚離れの傾向がある。そしてまた昨今は、我が国も大変国土が狭いわけでございます。埋め立てですとか水質の汚染等で環境の悪化というものはこれは否めないわけでございます。そしてまた漁業技術もかなり進歩をしておるわけでございます。その意味では、このごろはどちらかといえば政府当局は必然的に資源管理型漁業の推進ということで、いろいろな政策をされておるわけでございます。

しかしながら、どうも漁業者の皆さん方を見ても、そして漁村等を見ても、なかなかこれがはっきりと自分たちの所得ですとかそういうものに戻つてこない。そういう状況がここにあるわけでございます。現在の我が国の水産業に対する現状の認識というものを大臣にまずお伺いをして、また、それとあわせて、今後の水産業の可能性として我が国の、今後どのような方策をとっていくべきかというような全体的なお考えとお気持ちをぜひともここで伺いをしておきたいと思つておられます。よろしくお願ひいたします。

○大原国務大臣 浜田委員既に御関心のとおり、日本人の動物性たんぱく源の四割、おっしゃったように大事な水産資源でございます。にもかかわ

らず、御指摘のように、我が国の水産業は、生産高、さらにはまた付加価値、ともにピークを過ぎたという感じが我々には持つております。その中で八百萬トン、それに対して輸入が三百萬トン程度、概数でございますが、そういった状況がこれからどうなつていくか非常に関心の持たれるところであり、また農水省としては、今回の条約の締結によつて世界で何番目の大きな海洋国家になるようでありますが、その資源の管理を当然これは義務づけられておるわけでございます。それから、総量規制の中において、我が国の新しい漁業の適用を、そしてずっと生き残つていける漁業のありようを考えていかなきゃならぬな、こう思つております。

そこで、これからの課題でございますけれども、つくり育てる漁業というのが、たしか一七、八％だったと思うのです。その付加価値が大体三割ぐらゐるというふうな形になつておるわけでありまして、御指摘のように、いい魚が現場でとれても東京の値段と千葉の値段じゃ大分格差がある。これは何だろつかというのを私も不思議に思つておる一人でありまして、日本の非常に複雑な流通システム、この辺にもやはり合理化が必要ではないのかな、だから市場機構を含めた、時代に即応した新しい改革もやつていかなきゃならないなと思つております。御指摘のように、つくり育てる漁業については、今後さらに資源管理型漁業の中において充実をさせていかなきゃならぬと思つております。

○浜田委員 まさに大臣が今おっしゃられたように、流通の問題になりますと、我々も党の水産部会でいろいろな検討をさせていただいておるわけですが、これは守備範囲が広くなりまして、なかなかこれだという方策が見えてこないのが現状であらうと思つてございまして、さらに我々も勉強を積み重ねてこの問題には取り組んでいかなきゃいけないのではないかなという気がするわけでございます。大臣もそういう御関心を持つていただいて、さらに一層つくり育てる漁

業というもの確立を目指して御努力を願いたいと思つてございまして、我々もまた御一緒に努力をさせていただきたいと思つてございまして。

そこで、今回の国連海洋法条約、この法案について御質問をさせていただきたいと思つてございまして、今回の国連海洋法条約において特徴という基本的な理念としては、沿岸国に二百海里の排他的管轄権を与えるとともに、漁獲可能量の設定と生物資源の保存・管理措置を義務づけるということが基本理念になつておるわけでございます。

我が国においては、今回二百海里を導入するに当たっては、海洋法制度研究会というものが設立をされ、昨年からこの問題についていろいろな討議がなされておるわけでございますけれども、二百海里の設定の問題については、この海洋法制度研究会の中間取りまとめの中では、「我が国において、水産資源の保存・管理を目的とした漁獲可能量制度を導入するためには、排他的経済水域の全面設定、全面適用が不可欠である」というふうな発表されておるわけでございます。そしてまた漁業関係者の中も、一致してこれは全面設定、全面適用というのが絶対必要であるというふうな言われておるわけでございます。

その中で今一番問題になつておるのは、いわゆる日韓、日中の問題だと思つてございまして、けれども、今現在水産庁の方で、日中、日韓の間で漁業協定の見直しも含めて協議がなされておるわけでございます。まず我々、この件について現在の進捗状況をぜひともお聞きをしたいと思つてございまして。

そしてまた、我が党の水産部会では、今回の海洋法条約については、早期締結を目指すためにもやはりこれはある程度期間を決めてやつていただかないことには困るということで、我が党からは、できれば一年というような時間的な区切りを要望しておるわけでございますけれども、時期の見通しを含めて、現在の進捗状況を水産庁の方からお

答え願ひしたいと思います。

○東政府委員 まず、日中、日韓の話し合ひでございます。

日中につきましては、先生御承知のとおり、四月九日、十日に最初の会合をやりました。それから日韓につきましては、この五月九日、十日に実施いたしております。

もう一つ、こういう交渉をやるときには、中国側がどういふ構えでいるか、韓国側がどういふ構えでいるかということが非常に重要なポイントでございます。それらを含めて話し合ひました。中国側の方は、五月中には批准のための国内手続、これは全人代、全国人民代表者会議の常務委員会にかけることが必要だというふう聞いておりますが、その手続を済ませる方向でやつておるということがございまして、向こうもそういう備えができてきておる。韓国側の方はもう批准済みでございますが、五月の初めに、新しいいわゆる排他的経済水域の法案の骨子を発表いたしました。これを向こうの法手続として国内で十日までいろいろ意見を聞いて、この次の国会にかけると言つております。これは、この間選挙がございましたので、五月の末なのか六月の初めなのかに国会が開かれると思ひます。

そういうことで、両方とも国連海洋法条約を批准してやつていく。批准をするということは、この原則を受け取ることでございまして。そういう意味で、我が国もこうして批准の承認をお願いしておるわけですが、そういう形で各国とも話し合ひのいわゆる準備ができたという状態になると思ひますが、我々は早くこれを片づけなければいけないのだということを強く申し上げております。相手もあることでございまして、これは我々もいたしまして、そういう状態でございまして、国連海洋法条約の趣旨を十分踏まえた新たな漁業協定が早期に締結されることが必要だということで、先ほど与党内のお話もございましたけれども、与党だけではなしに漁業者からも強い要求がございまして、各党の中での話も聞いております。とにかく

く本年中に改定の方針の合意を得るということを中心として、一年以内を目途に交渉を進めるといふ考え方を体しして協議を進めていくという構えであります。

○浜田(靖)委員 ありがとうございます。

これは、やはりぜひとも早期にこの問題は解決していただきたいと思つておられます。というの、西側の漁業者、特に韓国、中国の違法操業というものが大変このところ際立ってきておられるわけでございまして、その意味では、この二百海里の設定というものをしっかりとしたいのだ、その中でこれを適用していくということが大変重要なことになってくるわけでございまして。これはまさに西日本だけではなくて北海道も同じようなことが言えるわけでございまして、その点を解決する意味でもこの部分はしっかりと交渉の方をお願いする次第でございまして。

そしてまた、今回、いろいろな交渉の中で問題に出てきております竹島の問題、尖閣の問題があるわけでございまして、この点に關しまして、水産庁としての認識とかお考えを少し教えていただければと思つておられます。

○東政府委員 竹島、尖閣の問題ということでございまして、御承知のとおり、これらは領土問題と切り離して漁業問題を話し合うということは両国の首脳間で話し合われておりまして、私もこの両水域というのは一部の漁業水域でございまして、したがって、他に大きな漁業水域があるわけでございまして、これの取り扱いということとを話し合う、その基本原則を話し合うということとは十分可能だと思つております。その上でこの水域をどうするかということにつなげてくるのだというふうに考えておられるわけでございまして。

また、こういう領土の問題で、いわゆるEZの境界線といふまいし、それについていろいろ問題があるところは世界各地にございまして、いろいろな形で漁業の問題は現実に即してそれぞれ話し合つております。我々の一つの経験としては御承知の北方四島の形もございまして、いろいろな

経緯がございまして、相手がありますのでなかなか難しい問題だとは思いますが、まず最初にその全体的な話というところから十分話し合いけるといふふうに考えております。

○浜田(靖)委員 確かにその問題は、大変デリケートな問題でありますので、今後とも交渉の中で進めていっていただければと思つておられます。

今長官から北方領土のお話が出ましたけれども、今回、我が国が排他的経済水域を全面設定した場合に、従来のロシアとの漁業関係、これに對してどのような影響が出るのか、あるのかないのか、その辺もぜひともお聞かせ願いたいと思つておられます。

○東政府委員 先生御承知のとおり、ロシアとの漁業関係は二つの協定に基づいてやっております。一つは、いまだに題名を変えていないのですけれども、日ソ地先沖合漁業協定、それともう一つは日ソ漁業協力協定という、二つの協定がございまして、これらはもう既に国連海洋法条約の内容を事前に踏まえてやっておりますので、基本的な変更はない。ただ、先生御承知のとおり、今度日本は直線基線を領海のところで使いますので、それで従来の線がちよつと変わってくる点があるのじやないか。ただ、ロシアとの間の海域というのはそんなに大きな変化がないところだといふふうに考えております。

○浜田(靖)委員 今直線基線のお話が出たわけでありまして、今回の領海法の一部を改正する法律案の中で、従来の線引きとは違つて、前回は韓国に対する配慮とかいろいろなことがあつて直線基線を用いなかつたわけでございまして、さきの本会議の中では池田外務大臣も直線基線を使うとはっきりとお話しになつたわけでございまして、確認の意味で、今回、この直線基線を使うのかどうか、お答えをいただければと思つておられます。

○東政府委員 御承知のとおり、領海法の一部を改正する法律案の中でこの点が触れられておるわけでございまして、従来の低潮線に加えて直

線基線を採用することができるといふふうになつております。

例えば三陸沖等のリアス式海岸などは、大変入り組んでおりますと取り締まりそのものが大変難しいわけでございまして、そういう点をたやすくするといふような形で、できるところにつきましては、そういう必要のあるところにつきましては直線基線を用いることを聞いております。

その場合に、直線基線を引きますと、直線基線でございまして、領海の十二海里ももちろんのことでございますが、いわゆるEZ、今引いておられます日本のEZも多少影響を受けます。しかし、そう大きなものではないといふふうに感じております。

ただ、今度は領海の中では外国人による漁業原則禁止でございまして、その点がちよつと違つてくるところがございます。漁業の点につきましては、ちよつとその辺の変化といひますかプラスといひますか、それが出てくるということでございます。

○中田説明員 お答え申し上げます。

直線基線につきましては、国連海洋法条約第七条に定めるところによりまして、海岸線が著しく曲折している、あるいは海岸に沿つて至近距離に一連の島が存在する、こういったような場所に引かれるものでございまして、我が国が直線基線を引くに当たりまして、これらの国際法上の要件を満たし、かつ国際的に許容される限度を見きわめつつ、現在鋭意検討を進めておるところでございます。

○浜田(靖)委員 ありがとうございます。確認の意味でちよつとお聞かせ願つたわけでありまして。

そこで、この直線基線を用いた場合にいかなるメリットがあるのか、これについてもちよつと教えていただければ。

○東政府委員 ちよつと先ほど触れたのでございまして、取り締まりの面で、やはりこぼれが激しいと非常にそこそこ、微妙な難しいところ

がございまして。そこが容易になるだらうということが一つ。それから、先ほど言いましたように、領海が広がることによって、領海内は外国人の漁業を原則禁止しておりますのでその地域が広がる。それから、直線基線で直線になりますと、外側のいわゆるEZのラインも、それに基づいて引きますので少し広がるというように形でメリットが、メリットといふか変化が出てくる。そう大きなものではないと思ひます。

ただ、特に取り締まりの面で、要するに領海の中で違反している者が、非常にこぼれした領海線ですとこれが非常に難しかったということ、我々聞いておられます、そういう意味では、これは取り締まりの面からすると大変なメリットになるといふふうに考えております。

○浜田(靖)委員 わかりました。ありがとうございます。

そこで次に、基本理念の中でも、この排他的経済水域を得るとともに、この反対の義務として、漁獲可能量の設定と生物資源の保存、管理というのが義務づけられておられるわけでございまして、今回のTAC制度、この導入の意義ということについてちよつとお聞かせ願ひたいわけでありまして。

この導入の効果というものは、「漁業の発展と水産物の供給の安定に資する」といふふうにしておりますけれども、今回のこのTAC制度が、我が国へのこの新しい制度の導入というものが漁業発展と水産物の供給安定という最終目標の達成に資することとなるといふふうに考えたのは、これはどういふことかといふことと、また、直面する漁業経営安定のための対策として本法がどのような役割を果たし得るのか、この点についてもお聞かせをお願いしたいと思つておられます。

○東政府委員 まず、先生御承知のとおり、国連海洋法条約は、排他的経済水域を設けることを沿岸国の権利として認めるとともに、それを管理するためには、この漁獲可能量による管理ということとを義務づけております。これは、やはり独占し

ではないかというふうなことで、全部排他してはいけないうような観点も入れてそういう義務を課しているというふうな考えです。したがって、今この制度を設けることによって、一つは、外国の漁船が日本の二百海里内の資源をとるといふにしても、それを主権的にコントロールできるといふことが非常に大きなポイントだといふふうに考えております。

先ほど先生御指摘のとおり、この制度というのは、海洋生物資源の維持増大を図り、その持続的かつ最適な利用を確保していくという目標を以てしております。持続的かつ最適な利用ということでございます。これは、日本の近海において

は特にこれから、このままほっておきますと中国船の進出等によって資源が枯渇していく、いわゆる資源を最大限利用するところから転がり落ちていく可能性がある、ないしはもう既に一部の魚種についてはそういう傾向さえ見られる。それを阻止して少しでも最適利用へ持っていくという、これは日本側への影響がありますから、その辺も考えてやりますので少し時間かかるかもしれませんが、それを回復していくというところでございまして、そういう意味で、中長期的には年間の国内供給量がある意味ではこの近海の中での増大を図っていくことができるのではないかと、今下がついて

るのを少し回復させられるのではないかと。また、可能量を提示することによって年間の国内供給量が明らかになりますので、ある意味では需給に見合った価格形成ということに資していくことになるのではないかと。また、それが計画的な漁業経営というところを行えるようになって、漁業経営の安定にもつながっていくのではないかと。漁業経営の面では、そういう価格の面と、それとも一つは、先ほど言いましたように、量的に少しとれる量を回復できるのではないかとということで、その面でも大きな貢献ができるのではないかとというふうな考えております。

○浜田(晴)委員 大分時間がなくなつてまいりましたので、最後の質問とさせていただきます。

います。

質問通告をしてなかったのですが、最後にTAC制度の導入の時期。これはいわゆる見直し、改定作業を進められておるところでありますけれども、本法律案が施行されても新たな漁業協定が締結されなければ、我が国周辺海域で操業している韓国・中国船は現行漁業協定に基づく操業を続け、我が国の漁業者だけが新たな操業規制を受けることになるわけでありまして、この導入時期については非常に微妙な問題があるわけでございますけれども、その点についてお答え願えればと思います。

○東政府委員 現在の海洋生物資源法、いわゆるTAC法の中におきましては、漁獲可能量を設定するという作業はありますが、先生御指摘の韓国・中国の船が自由にとっている、それで資源管理のもとに置けないという状態のもとでは、それを強制的に日本の漁業者によらせるといふことは無理があるといふことでございまして、それらにつきましては、中国、韓国との整合性がとれるまでの間は強制規定を中断しておくという措置を法律の中でとっております。

そういう形でございしますが、とにかく漁獲可能量が明らかになる、また魚種別にこれぐらいというのが明らかになる、それに向かつて漁業者がいろいろな形で努力、協定を結ぶというふうなことも含めての努力の一つの目標になるというふうなことに私たちが考えておりますが、いずれにしろ中国と韓国との協定をできるだけ早く結んで、我が国のいわゆる資源管理のもとに中国、韓国の漁業者も二百海里内については置いていかなければならぬといふふうに考えております。早くやらなければいかぬ。それがために、できることであれば今年中といふことを目途に進めていくつもりでございます。

○浜田(晴)委員 ありがとうございます。本間にこの法律案はよくできておると思うわけでございしますが、ただ、この運用に関しては、特にTAC制度の場合にはいろいろな意味で、どのよ

うな方式をとるのかという問題もあれば、必然的に漁業者の皆さんがどのくらい理解をさせていただいてしっかりと形の中でこのTACをやっていくかということになるわけでございますので、まさにこれからが重要であろうと思うわけでございます。

ぜひとも今後この水産業に關して大きな関心を持っていただいて、国民の皆さん方にも食糧政策の中の水産というところをしっかりと認識をしていただける努力を今後も農林水産省でしていただいて、また我々も、食糧安部という面からも危機感を持ってしっかりと訴えかけていくことが必要であらうと思うわけでございまして、どうか皆さん方の御尽力を心からお願いをしたいと思います。

時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○松前委員長 山田正彦君。

○山田(正)委員 新進党の山田正彦でございます。きょうは、いよいよ二百海里の批准に向けて審議が始まるということで、私ももとより、また私の地元であります香取とか対馬の漁民にとっても大変喜ばしい、本当に感動的な国会審議がいよいよ始まるわけでございます。

この二百海里を何としても一日でも早く線引きしてほしい、それこそ本間に沿岸漁民の悲願であります。最初はその具体例として、私が直接聞いた話ですけれども、松島の沖では、はえ縄漁業、五ト未満の小さな船がよくアマダイとかそういったものの漁をしていていますが、その上の方から中国のどこでかい底流し刺し網船が投網してやってくる。とても危険でたまらない。結局逃げてしまわざるを得ない。また、イカ釣り漁船にしてみても、せっかく五時間も六時間もかかって集魚灯をたいている、そのたいているところにイカが集まったかと思うと、中国のそのイカ釣り漁船のフエリーミなどかいたのがずんずん全速力でやってくる、やはり怖くて逃げ出してしまふ。また、やっとな火をたいたところにいよいよ

釣り始めると、韓国、中国のまき網船がその火のもとをぐるぐると取り巻いて、ごっそり魚を持っていかれる。そういったことで、私が直接聞いただけでもかなり沿岸漁民というのは、韓国、中国の漁船のいわゆる乱暴な言っているいかと思いがすが、そういうものに苦しめられてきている。

ここで何とか二百海里線引きをやらなければいけない、そういうところまで来ていると思うのですが、水産庁として、現在の中国漁船及び韓国漁船が日本の沿岸部でどのような状況で操業しているか、また違反の実態等について、まず簡単に説明いただければと思います。

○東政府委員 いわゆる十二海里内につきまして、特に小型、小さい船での沿岸漁業、それから定置網等の主漁場になっておる十二海里内については、これは外国漁業は全面禁止でございます。ただ、違反があるというのはいま先生御指摘のとおりでございます。

それから、我々が二百海里と言っておる中間線等で囲んだ地域ということにいたしますと、そこで正確な数字というのは、向こうもデータもありませんので、操業状況等から推測をせざるを得ないのでございしますが、韓国漁船としては、今お話ししたの通り漁業とかまき網漁業、それからサンマ棒受け網漁業等、これは北海道、三陸の方でございしますが、スケトウとかサバとかサンマ等を対象にしてやっております。年による変動ということがございまして、先ほど言いましたように非常に大まかな、いろいろな仮定を置いての計算でございしますが、十五万トンから二十万トン程度とっているのではないかと、韓国側でございます。それで、これらはこれからの話し合いの過程できっちりしていかなければいけない数字でございすけれども、我々の推定はその辺ではないかというふうな考えております。

それから、今の漁具の被害でございしますが、平成六年でやりますと、これは五十八件で二千九百万円というふうな被害があるようでございすが、これは刺し網漁具等の被害が多いようでござ

います。それから西日本周辺では、シイラ漁業のいかに、タコつば漁業のタコつば等が被害を受けております。これは平成六年に西日本周辺で二百六十三件、被害額六千百万円というふうなもの。

それから中国漁船につきましては、大まかに推定すると、どうも二万から六万トン程度、非常に県によって幅がございまして、それぐらいではないか。それから漁具被害は、やはり長崎を中心に百件程度、アナゴかごとか定置網等の被害があるようでございます。

それで違反でございますが、中国船の違反は余りございせん。ただ、韓国船の違反につきましては二百件ぐらい、昨年一年間にございまして。

○山田(正)委員 これは水産庁と外務省に聞きたいのですが、実は前の委員会でも少し取り上げましたが、中国の船、韓国の船、台湾の船はよく緊急避難と称して、私も対馬の舟志湾で現実に見たのですけれども、すごい天気の良い日にでも湾内に入ってきている。そして湾外に出ていくときにそのまごつそりとして、いわば網を引いて領海内の魚をとっていくということが頻繁に行われているようでございます。さきには、去年の七月には五島の玉之浦湾で、台風時に台湾の船がたまたま定置網にひっかけて、これは避難のときだったのですが、かなりの金額、水道管の損壊も入れますと約六千万近い損害を与えたわけです。こういった、先ほどの水産庁長官が言った漁具被害についてですが、例えば玉之浦湾の中国漁船による被害は、やっと今台湾のどの船かということがわかったというぐらいいで、水産庁も外務省も、それは民間のことだから勝手にやれ、それなら国際避難港は返上したいと地元の人には言っているぐらいい。

そのような状況であることをよくわかっていただながら、一方、今度は日本の船が韓国で、例えば台風時とか大雨あるいは大あらしのときに韓国の港に避難しようとする、なかなか入れてくれない。外務省の連絡があるまで待てということ、三時間も四時間も島に待たされていて、港に入れない。

てくれない。やっと四時間か五時間たつて外務省と連絡がとれて、鬱陵島あたりの話でも、島陰に連れていかれるだけで湾内には入れてくれない。日本には堂々と天気の良い日も、私がこの目で見て、湾内に入ってきている。こういうことがなぜこうなっているか、ひとつ外務省に。そして、その被害等についての交渉の経緯、何らかの方法は、二百海里になつてからもこれから頻繁にそういう問題が起こると思うのですが、それに対する水産庁の考え方、この二つを手短にお答えいただきたいと思ひます。

○淡路説明員 先生今お尋ねの緊急入域についてお答え申し上げます。

対馬 五島周辺の外国漁船の緊急入域につきましては、先生御指摘のとおり多数来っておりまして、私どもの確認している限りでは、平成五年千四百隻、それから平成六年五百六十隻、平成七年八百六十三隻という数に上っております。

海上保安庁としては、緊急入域しました船舶に対し、今お話のありましたように、設置された漁具に被害を及ぼすおそれがあるなど適当でない場合につきましては他の水域に移動するよう指導するとともに、緊急入域の必要性がなくなった場合には直ちに領海外へ出域するよう指導しているところでございます。また、緊急入域の必要性がない場合に入域する船舶につきましては、速やかに出域するよう指導しているところであります。

このような船舶に対しまして、我が国の法律に違反するようなものにつきましては検挙するなどの厳格な対応を図るとともに、今般の海上保安庁法の改正によりまして、緊急入域と称して周辺住民の活動を阻害するなど海上における公共の秩序を著しく乱すおそれのある船舶に対しまして、強制的に領海外を含む指定する海域に移動させるなどの速やかな必要な措置を講ずることとしております。

○東政府委員 緊急避難につきまして、韓国の鬱陵島の問題をちよつと私の方は承知しておりますので調べてみますけれども、緊急入域というのは、

国際法上、何も漁船だけじゃなしに一般船舶につきましたも、これは緊急時というふうには判断された場合には入っている。ただし、それは入るときには事前通報というものが原則になっております。その段階でチェックできれば一番いいのでございしますが、中国船は割合事前通報がきちりしているようでございますが、韓国船は急に入港してくるというところがあるようでございます。それらは一つずつ我々、韓国との実務者協議、取り締まり協議等の場でも指摘しながら、できるだけきちりとした形で入域してくれということを言っておるわけでございますが、なかなかやまないのは先生御指摘のとおりでございます。我々も、これからの問題については十分韓国側に申し入れていきたいというふうに思っております。

○山田(正)委員 海上保安庁の先ほどの説明では、確かに八百何件かの緊急避難とかさうして入ってくるかなりの数があることはわかるのですが、私が舟志湾で去年の十月ごろ、天気のすこしい日の朝見たのですが、二隻入っております。あれは韓国の船だから海上保安庁に連絡しろ、そう言いましたら、保安庁に連絡しても来てくれない、三十分、四十分たつても来てくれないのでむだですと笑っているのです。それぐらいのことと来ると思いますが、それぐらいのことは愕然としましたけれども、これが実態だろう。

それはまあやむを得ないといいたしても、問題は、それでは日本の船が韓国に行ったときにどういう扱いを受けているか。あらしの日でも港の中になかなか入れてもらえずに四時間も五時間も待たされる、外務省の連絡を待つ、そして鬱陵島の島の陰にやつと入れられるぐらいい。そういう事実を水産庁並びに海上保安庁は認識しておるのかどうか、わかつておるのかどうか、それをまずお聞きしたいと思ひます。

○東政府委員 これは向こうでのごさいますので、私の方ないしは外務省の方の所管と思ひますけれども、中国につきましては割合スムーズに入っているようでございます。韓国については、

今ちよつと鬱陵島の件を御指摘を受けました。韓国についても、今まで余りそういうトラブルというのはいない、おとなしかったのですが、ちよつと私の方も鬱陵島の件も含めて調べまして、そういう事態にどういふふうな今後対処していくか、検討してみたいと思ひます。

○山田(正)委員 特に私は外務省に対して、この緊急避難時、そういうたつた際の際の入港が二百海里がいよいよ施行された後も相互に平等になされるように、それをきちんと配慮していただきたい。いすれまた私もその件でちゃんとお聞きしたいと思ひ思っておりますが、次に進めていきたいと思ひます。

いよいよ二百海里、批准して線引きされていくわけでございますが、今竹島の問題と尖閣諸島の問題、これは韓国との話し合いも五月九日から始まったようですが、水産庁としては、竹島は日本の領土である、我々もみんなそう考えているわけですから、韓国もまた、韓国の領土であると。そういう中でどういふふうな解決を考えておられるか、ひとつ端的に水産庁長官から。

○東政府委員 今韓国との話し合いにつきましては、竹島も割合大きな水域でございますが、竹島の周辺水域以外にも非常に広い水域がございまして、それらの問題を含めて一般的にいゆる漁業の新しいあり方というのをまず検討していくことが可能だと思ひます。その上で、竹島を含めた水域、これが例えば両側で議論があるという水域についてどう取り扱うかということ議論することが可能だろうと思っております。

それで、何分相手がある問題でございますので、こうなるだろう、あなるだろうというのはいかなる推測がしにくい。私どもとしては、きちつとした線の引き方を両者間できちつと話し合いができるのが一番好ましいと思ひますけれども、こういう領土問題が絡んで、その周辺の水域の漁業問題というものを抱えているのは世界各地に幾つもの例がございまして、我が国は御承知のとおり北方四島の問題もございまして、いろいろな経緯、経験が

ございますので、そういうものを参考にしながら、その地域をどうするかというところは最終的に話し合わなければならぬところであらうというふうに考えております。

○山田(正)委員 竹島の二百海里水域の中には、日本の西日本のイカ釣り漁民あるいはカニ漁の漁民が今でもかなりとどろんで行っているようでありますが、今回その海域が、竹島を韓国が実効支配している、事実上韓国の軍艦が占有しておいて、新たな港湾施設もつくっている、そういう状況の中にある、果たして現実問題として日本の二百海里がそこに線引きできるのか、また、そこで操業できるのか。これから慎重に話し合つて何とかしたいというお気持ちにはわかるのですが、これは領土問題でやるとしたら、それこそ日本の海上自衛艦にあのそばまで行つてもらうとか、それこそ十年、二十年かけて交渉とか、力の衝突とか、そういうことも考えられるわけでありませうけれども、我々としては、私は漁民の立場から考えていきま

す、できるだけ領土問題とは切り離して、政治問題とは切り離して、純然たる漁業の問題としてどう解決を図っていくか、今日日本の漁民の立場をどれだけそこで守ることができるか。

そこで、ぜひ水産庁に交渉していただきたいと思うのですが、例えば北方領土の択捉、国後、これも二百海里を日本も線引きしている、そしてロシアも線引きしているという状況下にあると思ひますが、その状況は今具体的にどうなっているのか、それを考えながら、勘案しながら、竹島の問題の見通しといったものについて水産庁長官の言える範囲での意向、例えば第三海域として共同入会をしたとか、そういった具体的な考え方はないのかどうかお聞きしたい、そう思います。

○東政府委員 竹島水域につきまして、先生御承知のとおりイカ漁業が、我々の推定でございますけれども、約一万吨水揚げしております。それから、ベニズワイが四千トンぐらゐ水揚げしております。ただ、イカは御承知のとおり回避しているものですから、この竹島の海域ということだけでは

はない操業でございます。一番大きなのは、ベニズワイはやはり底をはっているものだけになかなか難しい問題があるのだらうとは思ひます。

韓国の考え方もございまして、これからの交渉の一つのポイントになるそのあたりをどう扱うかという問題だと思ひますけれども、日ソの地先の経験を申し上げますと、北方四島の問題はありながら、全体の漁業体制をどうするかという話をしている、最後に北方四島の取り扱いというものを、日本側もこれは向こう側に線を、向こう側というのは、当然日本の領土という考え方で線を引き、向こう側も自分の主張で線を引き、それは領土問題には影響をさせないということと条約上明確にした上で、お互いが一応管理するという形になっている。したがって、日本の船が向こうの領域に入るときには向こうの許可を受けて入らざるを得ない。それは日ソの地先漁業協定の中で許可を受けて入るという体制をとっております。

向こう側も本来日本側の許可をとってもらわなければいけないわけですが、ただ、実効支配というのが先生御指摘のとおりのような状態でございまして、向こうはそれほどあの辺で大きな漁業をやっているようではございません、最近ちよつと一、二隻問題を起こしているものはございますけれども、実効支配というような状態になっているというのが現状でございます。しかし、そういう形で北方四島の周辺のことはやっております。これは一つの経験でございます。

そのほかにもいろいろな世界各地でのやり方もあるようでございます。そういうものを頭に置きつつ、しっかりと交渉をやりたいというふうに考えております。

○山田(正)委員 現在北方四島の海域については、事実上は向こうが実効支配しているために、日本が許可をもらつてあるいは入漁料を払つて操業しているというのが実態じゃないか、そう思ひますが、では、今度のこの竹島の問題でも、例えばそういうふうになるのか。あるいはもう少し竹島につ

いては、共同水域としてお互いに管理する水域としての話し合い、あるいは中間線の線引き、こういったものは何とかできないものかと思うので

す。

私がいろいろ聞いてみたところでは、カナダのニューファンドランド沖ですか、サンピエール島とミケロン島、この二つの島について、やはりフランスが二百海里を主張し、カナダは困つた。それが国際司法裁判所に提訴されて、一九九二年に国際司法裁判所の判決によって解決したということがありますが、そういうことでこの竹島の漁業の問題に関して、領土問題ではなく経済的な問題として国際司法裁判所にそれを訴える、そういう考え方はないのかどうか、それはどうでしょうか。

○東政府委員 国際司法裁判所の利用については、これは外務省とよく相談をしなければいけない点でございまして、私の承知しておるところでは、国際司法裁判所は、要するに判決をしてもらうようなことで、相手方もそれに合意しなければできない問題だと聞いておりまして、竹島の領有問題につきましてかつて日本側が韓国側に国際司法裁判所へというお話をしたそうですが、向こうが拒否したという状況があると聞いております。

そういう第三者機関に裁定を依頼するようなことではなく、漁業関係についてできるだけ両者間での話し合いの中で円満裏に解決していきたいというのが現在の心境でございます。

○山田(正)委員 領土問題であつたら確かに韓国側がそれを拒否するといふことは考えられますが、領土問題と切り離して経済問題としての国際司法裁判所の判決、これは可能なんじゃないか、私はそう思ひますので、ぜひその方の検討をお願いできれば、そう思います。

いづれにしても、中国とも韓国ともそのような交渉を始めたようですが、四月、五月に始めていつまで交渉をし、あるいはその交渉がなかなかうまくいかなかったら、だんだんと事実上の線引きができなくなる、それまで相変わらず中国の船、韓国の船が日本のすぐ沿岸までやってきている、

こういう事態だけは絶対に避けなければならぬ、そう思つております。水産庁としては、いつまでをどのに、そしてそれができなかったら、これはまさに交渉事ではなく国際法上の権利ですから、一方的に今までの日韓漁業協定、日中漁業協定をそれぞれ一年、三カ月の通告期間を置いて破棄する、そして線引きをする、そういう一つの決断まで至らなければこれはどうにもならない事態だと思つたのですが、その点についてひとつ明確な御答弁を大臣からお聞きできないかどうか。

○大原国務大臣 中国、韓国との間においては、国際海洋法条約の趣旨を十分に踏まえた新たな漁業協定が早期に締結されることが必要であります。そこで、我々としては、本年中にでき得れば改定方針の合意を得ることを基本として、一年以内をめどに交渉を進めるといふ基本的な考え方で協議を進めていくつもりであります。

委員御指摘のように、竹島については、昨日の外務委員会に総理が出られまして、いろいろ総理からも答弁がございましたが、日本の立場は一貫しております。尖閣列島については固有の領土であると、言葉のあやが大分違つてございまして、特に東シナ海、さらにはまた竹島問題、これらについての今後の線引きというのがやはり漁業協定の改定に絡んで一番大きな課題でありますから、我々としてはやはり、二百海里の今回の条約の線に沿つていわゆる中間線というものを引くこととなるわけでございますが、過般の総理と韓国首相とのお話の中では、いわゆる竹島の領有権問題を棚上げして何とか線引きにこぎつけないといふ基本的了解がございまして、そういう線に沿つて努力することが日本の漁民を守るという基本姿勢でいかなければならぬ、かように考えております。

○山田(正)委員 一年以内ということ、今お聞きいたしました。ということは、交渉を始めて、韓国とは五月の九日からだったですか、中国とは四月の九日からだったと聞いておりますが、それから一年以内に話がかつたらどうするの

つては、漁業法三十九条に「漁業調整、船舶の航行、てい泊、けい留、水底電線の敷設その他公益上必要があると認めるときは、都道府県知事は、漁業権を変更し、取り消し、又はその行使の停止を命ずることができ」とありますけれども、こういったときに、この三十九条によれば、政府は前項の規定により生じた損失を当該漁業権者に対し補償しなければならぬと第五項でなっております。ぜひこの三十九条の趣旨に沿って、そういった二百海里の線引きによって影響を受けるであろう漁業種類についての補償、それを水産庁長官としてどう考えておられるか、御回答をいただきたいと思ひます。

○東政府委員 まず、以西底びきそれから特にまき網が韓国水域、中国水域で大きな漁獲を頼っているということにつきましては、我々は重々承知いたしております。

したがしまして、即座にとかいろいろな御意見がありましたけれども、やはり平和裏にこの問題は片づけたいというところで、鋭意交渉をしていくというスタイルにしておるわけでございます。その中で、向こうもこちらへ入ってきておりますから、それらを踏まえて円満な解決を求めていくというのが基本だと思ひます。

先生御指摘の漁業法三十九条による漁業権の取り消しの問題でございますが、実は御承知のとおり漁業権は沿岸だけでございますから、六十三条で、漁船漁業、許可漁業についてもこれは準用できるようにしております。

実は、その線引きについて、諸外国から日本の漁船が締め出された経験がございます。これは、一九七七年にロシア海域から、並びにアメリカ海域からその後締め出されていったという経緯がございます。そのときに、減船についての補償をどうするかという大議論がございました。

実は、この三十九条はちよつと無理であるというものがそのときの結論でございます。それは、相当の公益上の理由がなければ取り消しができない、それから、この船、この船という漁業者を特定

しなければならぬ、国の行為としてやらなければならぬというのが基本的な考え方でございます。その公益ということの議論、これが大変限定的に解釈されている問題でございます。それでなにと、公益と称して、これはちよつと漁船漁業ではなくて漁業権を考へていただくとおわかりだと思ひます。その中でも、相当の公益性がないと漁業権の取り消しができないというような解釈が定着しております。

そういう状況でございますので、非常に使いにくい。これは特に、損失が相手国側の行為から生じた、日本の一方的なことで生じたのではないということ、それから、許可そのものの取り消しではない、その船が別のところでの漁業が可能であるとかいうようないろいろな問題がございまして、北方の方での減船のときにはこの条項は使わないという形に、使えないという結論になっておるといふことでございます。

ただ、できるだけそういう事態を避けるというのが我々の基本的な考え方でございますが、やはりそういうふうな外国から締め出されて減船ということになった場合、これはいろいろの制約もございまして、それはそのときの状況で検討しなければならぬことではございますけれども、一応、国際的なそういう規制によって生じた減船についての基本的な考え方は閣議決定という形で取りまとめられた方向が出されているということをお願いいたします。

○山田(正)委員 ここで水産庁長官と法律論争をやる気はないのですが、いわゆる三十九条による補償というものが、以西底びきの減船について一九五〇年に二億四千万円余り国家補償がなされたようでありまして、必ずしも、あの一九七七年、ソ連が一方的に線引きしたときの北転船等の北海道のサケ・マス漁業の減船、これと同じように解すべきものかどうか。いろいろ問題があると思ひますが、時間もありませんので一言だけ申し上げれば、法律を素直に読めば、これはまさに三十九条、六十三条の減船に当たる場合である、私はそう思ひます。

ので、先ほどの水産庁長官の見解はわかりましたけれども、内部においても一度さらに検討をいただければ、そう思ひます。

それで、次に話を進めさせていただきます。二百海里になると大変広い海域を管理するわけでありまして、言ってみれば、その違法操業の取り締まり。仮に二百海里線引きして、これからやと中国とか韓国の船がこの海からいなくなつて我々日本の漁民でこの海で魚をとれるのだと思つておつたら、皆様方も西日本の沖の方に行く

と中国の船がわんさかいるのを目撃して驚くかと思ひますが、そのようなものが次々にやってくる、依然として操業を続けている。その取り締まり体制というのは一体今の海上保安庁でできるのかどうか。大変失礼な言い方をいたしておりますが、この前、二百海里になつて一体海上保安庁さん大丈夫か、船はあるのか、人はいるのかと聞きました。従前と同じ予算でしかない。今ですら、海上保安庁さんの方では一生懸命やっているけれども、漁民の皆さんはちよつとも役に立っていないと

かんかんだ。そんな中で、これから二百海里の広い海域の違法操業取り締まりのために、海上保安庁並びに水産庁は今度新たにどれだけの予算を、ちよつと農水大臣にお聞きしたいのですが、つけることができたのか、そして、一体その取り締まりについてどう考えておられるか、それを少し明確にお答えいただければと思うのですが。

○東政府委員 ちよつと先に取り締まりの前提についてお話しさせていただきます。今回、こうして二百海里という形で新しい漁業体制になるとすれば、向こうから入ってくる船については一般一船の許可制度になるわけでございます。そうすると、船が特定できるわけでござい

ます。そうしますと、我々、先ほど二百件ぐらいと申し上げましたけれども違反を視認しておる、しかし取り締まり権限がないというのが現状でございます。それを今度は、要するに、こちら側に取り締まり権限ということになりますと、視認する

ことによつて、それを無線でやるのか来てもらうのか知りませんが、事情聴取ということもできませんし、それを厳しく取り締まってくるやり方はいろいろありますし、それからもう一つは、許可制度でございますから、翌年の許可の段階というのが非常に問題になります。

これは、日本の過去において他の外国での経験で、その点をしっかり守らないと大変なことになるといふような状況があつたわけでございまして、その抑止力というのは、水産庁の取り締まり船をいろいろなところへ配置してそこで見ていくということで大変な抑止力になるわけでございまして、これは非常に大きな点だと思ひます。

さらに加へまして、本当に違反というものがなくなつていくことが基本でございまして、その上で取り締まりということになるわけでございまして、我々も取り締まりにこれからいろいろと手を講じていかなきゃいかぬと思つておりますが、その状況といひますか、取り締まりの体制についてちよつと大臣の方からお答えします。

○大原国務大臣 運輸省自身も、今度は十二海里の外に十二海里、接続水域という十二海里に準ずる取り締まり区域を広げるわけであります。さらにまた我々は、二百海里に農林水産省としては至大の利害関係を持っているわけでありますから、従来の予算規模では、先ほどいろいろ御指摘もございましたが、私は決して十全ではないと思ひます。そういった意味で、農林水産省といたしましても、やはり運輸省に働きかけてしかるべき措置を要請するというようなことも必要ではないのかと、私は話をお聞きしながらそう思ひました。

○山田(正)委員 大臣から本当に前向きに、農水省、いわゆる水産庁だけでなく大臣官房も含めて、それで運輸省まで働きかけてぜひ取り締まり予算、これの思い切った増額をやつてもらわれないと設備も人も私は大変なことになるのじゃないかと心配いたしております。取り締まりに關してもう二つだけですが、一つ

は、つい最近、五島の漁民から聞いた話でありますが、韓国の警備艇の取り締まりというのは、あるときは例えば領海を出ていない、日本の十二海里の範囲内で韓国の十二海里の範囲外で領海に入らずにやっておいても、それでも際々ところはすぐ、そのときの気分分と言ったら語弊があるかもしれないませんが、拿捕されるといことが数多くあった。今回、二百海里の問題で緊迫したりするとそのようなことが一層あるのじゃないか。ひどいときには、韓国の領海とおぼしきところまで刺し網の流した網を警備艇が引っ張っていった、そして、ここでおまえやつておったじゃないかとやられた現実もあった。

そういうことを聞きまして、実は今GPS、各漁船には衛星によって位置の記録がなされておりますが、車でいったらナビゲーションと同じものですが、その記録をもつて自分の船は韓国の二百海里に入っていないのだという立証はすぐできます。ところが、韓国の警備艇につかまると、そのナビゲーションみたいなGPSの記録用紙を全部よこせ、それをよこさなければ船を釈放してくれない。そこで、釈放してもらいたいがためにやむなくそのGPSの記録用紙を向こうに渡して、私は違反操業いたしましたという念書を書いて戻ってくる、こういう現実が幾多もあるとお聞きいたしております。

日韓漁業交渉も始まりました。そのような具体的な問題についても、ぜひ漁民の非常に神経質になつているところに十分配慮しながら交渉をしていただきたい、そう考えております。

それでも一つ、対馬とか壱岐あたりになりますと非常に韓国とも近い。すぐ韓国が、語弊がありますが、見えていっていいくらいなんです。韓国が、そんな海でどうしてもアワビ、サザエの韓国の密漁船が後を絶たない。そういう現実もありまして、上対馬においては自警船をしよっちゅう出している。ここで一度、農水委員会でも聞いたことがあります、そのために自警船の船長が一人行方不明になったという悲しい事実もござ

います。そういう面から、各漁協そのものも、水産庁、海上保安庁がなかなか取り締まりを十分にやってくれないと、どうしてもみずからの力で自警船をやらなければ二百海里のこれからの海を守っていけないのだというところまで今来ているのじゃないか、そういう気がいたしております。

そこで、私は各漁協の組合長さんとか理事さん方とよく話すが、自治消防団みたいな自治自警組織、そういったものを二百海里施行とともに考えられないか。消防団がそれぞれ消防服とか消防車を持っているように、そして、その中で消防団がある訓練をかなり徹底的にやっているように、自警的な漁場の管理と同時に、これから二百海里になって、魚をとり尽くす時代から海の畑への徹底した資源管理になっていく、その啓蒙教育も兼ねた一つの新しい二百海里の違法操業取り締まりのあり方というものを、この二つをぜひ検討いただければ、そう思っております。

次に、時間がかかり過ぎてまいりましたが、TACについて聞いていきたいと思っております。

TACを始める時期、これは先ほど来年の一月一日からということでしたが、もし一月一日までに日韓、日中の話し合いがでないときは、それでもなお一月一日からTACを決めるのか、それを水産庁長官にお聞きしたい。

○東政府委員 現在のいわゆるTAC法、海洋水産資源法でございますが、この中におきましては、TACそのものの、数字そのものにつきましては、九年一月一日に一年間分として設定する予定にいたしております。ただし、今先生御指摘のとおり、韓国、中国の船に対して資源管理を徹底できないという状態のもとで、それを強制することは無理があるというふうな考えをしております。今の法律の附則の中で、そういう強制規定、これ以上とつてはいけないという採捕禁止とか、そういう条項につきましては適用しないというふうにしております。そういうことで平等になるように図っております。

ただ、このTACの数字というのは、自主的な

協定も含めまして、例えばサンマなんかは自主的協定をやったがっているわけでございしますが、そういうときの一つの基本的な数字になるものから、それは定めるといふような形をとっていく予定にしております。

○山田正委員 それでは、TACの実施時期は、日韓、日中ともに話し合いができて、いわば双方ともにそれぞれが資源を守るという立場であった場合に初めて実施するのだ、そういうふうに理解させていたいただきたい、そう思います。

どういう魚種をどういう方法でまずTACを決めていくのか、簡単に水産庁長官から。

○東政府委員 これにつきましては、漁業者の意見等を十分反映させられるように、中央漁業調整審議会等の場をかりて御意見を伺うことになると思っております。我々は、資源の調査データの状況等を踏まえまして、まず採捕量が相当多過ぎて消費量が非常に大きいものが一つ、それからもう一つは、資源状況が非常に悪くて緊急に何らかの手を打つ必要があるもの、それからもう一つは、外国船に相当の漁獲が行われているもの、そういうものを基準に選んでいくことと思っております。マイワシ、マアジ、サバ類、サンマ、スケトウダラ、ズワイガニというようなものを今のところは考えております。正確には、漁業関係者の御意見を聞いて決めていくということになると思っております。

○山田正委員 今水産庁長官が申された魚種、これについて、資源量を調査した上で、最大持続可能生産量と申しますが、いわばTACを決めていきたいという趣旨と今伺いましたが、実は、今言われたサバとかアジとかイワシ、そういう魚種というのは非常に資源変動の大きい魚種でございます。特にイワシは、御承知のとおり、四百万トンもとれておったものが、今はその三分の一も四分の一もとれなくなつてしまつた。そういう場合、どこを水準にして、かつて四百万とれておったものを、二百万トンに平均してやるのか、百万トンにするのか。

いろいろ資源の量の変動の激しい魚があると思

うのですが、例えばサバにしましても、過去十年、私、今見ておりますと、一番とれたときが昭和六十一年の九十四万でしようか。あと平成四年が、二十六万という年があったようですが、非常に資源の変動が激しい。また、アジに至っても、アジはさほどの変動はないにしても、やはり二十万トン、三十万トンあるいは四十万トン、十何万トンという変動幅がございします。また、イカにしても同じように、五十万トン、四十六万トン、次の年には七十六万トンとか、かなり変動の幅が多いわけでありします。

こういった魚種について一体、その資源調査の上で、言葉は非常にだれでも納得できるような言葉なんです、実際どこで線を引くのか。そこ一つの裁量の範囲というのか、どうしたって政治的な判断も出てくるのではないかと思いますけれども、科学的な根拠だけでやるわけにはいかないと思うのです。また、科学的にこれだけとていいというデータもそろふこともあり得ないと思うのです。そういった場合に、一体本当に具体的にどうやって決めていくのか。

最終的には漁業調整審議会が決めていようですが、その辺をもう一つ突っ込んで、例えば、イカの種類もいっぱいございします。スルメイカ、アカイカ、ヤリイカ、アオリイカ。またサバにしても、ゴマサバ、マサバ。また大ききも、アジが、今西日本、東日本の海で小さいマアジがかなりとれていようですが、このマアジもえき用にしかありませんけれども、これも大きいアジと同じように換算して量としてとられていたら、そのうち、秋口大きいアジがとれるときにはもう漁獲量に達したというところになりかねない。

そういったいろいろな問題もありますので、このTACの決め方は、ただ一概に資源調査に基づいて、過去の実績に基づいてと言えないものがある。その辺をどういうふうにして漁民に納得させ、やっていくか、水産庁長官からお答えいただきたいと思ひます。

○東政府委員 ただいま先生の御指摘のありまし

たのは、浮き魚を中心にした問題点だと思ひます。それで、実はこれは長い年月にわたつて私どもの研究所が資源調査の資料を収集しております。私どもも、この制度をつくるに当たつていろいろその辺の勉強をさせてもらひました。

まず、系群ごとに違つた資源状況がございます。一つのイカといひましても、種類も違ひますし系群が違つております。しかも、イカの場合は一年生でございませうけれども、他の魚は、何年魚がどれぐらい、そのときに親魚として何年魚からが必要か、その状況がどうなつてゐる、したがつてそのとれぐらいがどれぐらいの割合になるのかというやうな、いろいろな資料を総合的に勘案して、科学的に、親魚保護の關係上これ以上とつてはいけない、こゝまではとれるというのが推計ができるということでございます。

そういう科学的なデータに基づきまして、なおかつ、現在とつてゐるという状況、これは、もちろんこの法律そのものの基本的な目標はマキシマム・サステナブル・イールド、最大の持続生産量というものを確保することが目的でございますが、先生御承知のとおり、ABC、アローアル・パイオロジカル・キャッチ、いわゆる生物資源的にこれ以上悪くならないという限界との間、その間にいろいろな配慮の仕方というものがあつて、ある意味では、徐々に資源を回復させていくのか急激に回復させていくのかというやうな観点も含めて、社会的な影響というものを勘案しながら決めていかなければいけない。急激な変化というのは経営に大きな打撃を与へますので、それらを、これは海洋法条約の中でも、最終目的はそうであるけれどもその途中でそういうものを勘案できるといふふうになつておりますので、科学的な基礎に基づいて、その社会的な状況というものを踏まえながら魚獲可能量というものを決めていきたいといふふうに考えております。

○山田(正)委員 一概に、そう即いかなひとは思ひますが、遊魚、釣り客だけで今二千万から三千万と言つてゐますが、そういった場合もTAC

の量の中に入るのかどうか。また、高度回遊魚、カツオ、マグロとか、あるいは瀬河性魚、いわゆるサケ、マスとか、あるいは今、えづけ漁業とか稚魚を首に馴致させながらの栽培漁業は各地で随分な量に達しているやうですが、そういう栽培漁業の場合にはどうするのか。そういったいろいろな問題があらはれますが、それについてどう考へておられるか、端的にお答えいただきたいと思ひます。

○東政府委員 TACを定める魚種につきましては先ほどお答えしたところでございます。そういう意味で、当面は回遊性魚は対象とは考へておりませんが、これは放流等もやつておりました、これも適切なやり方が難しかろうというところで、当面はそういうものについては考へておりません。遊魚についてでございますが、いわゆるレジャー用の釣りの魚でございますが、これはTACの中に入ります。

ただ、遊魚全体の漁獲量というのは二万トン程度ということでございます。TACの中からはそういうものをまず差し引いて、県等が遊魚を管轄してありますから、それはその他というやうな形で全体を県の中でおやりになる場合があると思ひます。これらについても、将来、タイなどですういった点が出てくると多少の關係が出てくるかと思ひますが、当面はいわゆる管理ということでは遊魚を徹底して取り締まるという必要はないと思ひます。もしそういう遊魚についての管理が必要なる場合には、県の漁業規則等やつていくという道を開いておるところでございます。

○山田(正)委員 今いろいろお聞きしてゐるのですが、例えばTACでサバならサバで今年度はこれだけしかとれないという最大の量を決めたときに、その割振り振ります。

例えば、中央漁業調整審議会が最後に大臣が決めるといふふうに本案はなつてゐるやうですが、実際にそれを各船ごとに割り当てするの。あるいは各漁業種別、サバにしてみれば大型まき網もあれば中型まき網もありあるいは定置網もあり一

本釣りもある、そういったふうに漁業種類ごとに分けていくのか。または海区、サバの種類でもいろいろあつて、北海道の沖の方でとれるサバあるいは西日本の海でとれるサバ、いろいろあると思ひますが、それを長崎県なら長崎県、佐賀県なら佐賀県と細かく区域ごとに分けられるものか、大きく一つのブロックとして分けなければいけないのじやないか、そういったいろいろな問題もあると思ひます。

現在の案を見ておきますと、各県の県知事に聞きながら各県における計画量を決めることができる、そういうふうになつてゐるやうですが、そういう割り振りについて、簡単に結構ですから、長官からお聞きしたいと思ひます。

○東政府委員 まず、TACの中身でございますが、外国のTAC等を差し引いた残りの部分を大臣許可漁業、それから県知事許可漁業、県知事が管理する漁業と二つに分けて、各県知事の管理するものについてはそれぞれの県ごとに分ける。

それから、大臣の許可漁業については、それぞれの許可漁業の種類ごとに分けて、例えばまき網ならまき網。ただし、まき網のやうなときには海区とかそれぞれ問題がございますが、海区別になるのかもしれないと思ひます。それから、先ほど言ひました系統群ということでございます。

これはやはり海域が絡んでまいります。そういう系統群の海域での資源の共通性等を見て海城ごとに決めていくということになります。

次に、先ほどの七つぐらいの種類のもは国において管理することになるわけでございますが、それ以外のところにつきましては、都道府県が地先のものとして管理する必要があるものについては都道府県なりでやつていっていいわけでございます。ある県が自分の地先の、例えば一つの例としては秋田県はハタハタがございましたし、北海道のシシャモがございました、こういうものを指定してやつていかれるということがございしました。これにつきましては、国の方でそれが無理がないのかどうか、それを見させていだいた上

やつていくという形でTACの配分等をやつていくつもりでございます。

○山田(正)委員 大変大事なことのようですが、各県の県知事さんに意向を聞く、各県の海漁業調整委員会がそれぞれありますが、その意向を聞いて知事さんに、そしてその知事さんから国の方にはその意見を吸ひ上げて決めていくのだということとは、私は観念的にはよくわかるのですが、中央漁業調整審議会の意向を聞いて最終的に決めるということもわかるのですが、実際にどうが決められるのか、ここが大事だと思ひます。

先ほど私は水産庁の若い人と話したら、実際には水産庁企画課ということになるのでしょうか、そういうお話をつたつたのですが、この問題は大きな問題で、本来ならば、例えば長崎県だつたら五島海区調整委員会、対馬海区調整委員会、いろいろありますが、海区調整委員会から上げて、そしてそれが中央漁業調整審議会まで積み上げて、そこで初めてどうだこうだ。

例えば、アメリカの地域漁業管理委員会、RCは、TACを決めるに当たつて約一週間公開の場であるいろいろな業界からの意見を聞きながら決めていく、オープンにして決めていく。このTACの決め方を、今度の法案を見ている限りではオープンではない、もう少しその決め方のシステムというものをきちんとやらなければ、下から、漁民が納得していく形で決めていくというやり方をしなければ、これは日本の漁業にとつて、漁民にとつては大変なことになるのではないかと私は大変危惧いたしております。

水産庁長官にこのことについての御回答は別に求めませんが、要りませんから、ぜひこの部分については十分検討いただいて、具体的にどうしてというところまで考へていただきたい。

もう一つ私見を言わせてもらふならば、九州なら九州、北海道なら北海道、瀬戸内海なら瀬戸内海という一つのアメリカのRCに似た地域漁業調整委員会、こういったものをつくつてそこで決める、その地域漁業調整委員会は当然各漁民の代表

とかあるいは学識経験者を入れて決めていく、そういう制度上のものをひとつ具体的に、TACはこれから始めるところでまだ試行錯誤の面はあるかと思いますが、ぜひその辺は十二分に検討いただきたい、そう思っております。

それでは、その決めたTACをどうやって守らせていくか、それについて水産庁長官、その具体的な方法をひとつ簡明にお答えいただければと思います。

○東政府委員 TACの遵守のやり方でございますが、これはやはり自覚を持ってやっていかねれば資源管理というものはなかなかできないものでございます。

まず、そのTACでこれでもう最高限度ですやというところで採捕禁止ということに一举になってしましますと、これはむしろそういうことに向けて、オリンピック方式でアメリカで一部そういう事態が生じたようでございますが、大変な競争になって、かえって大変な混乱を起こすことになりまします。したがって、今の漁業制度をもとにして、要するに入り口、いわゆる漁獲能力を漁獲可能量に近づける、要するに漁獲可能量を超えないような能力に抑えながらやっていくということがまず一つ。

それからもう一つは、漁業種別に分けますので、その漁業種類の中で、例えばまき網ならまき網、底びきなら底びきの中でその量を総量として管理をしていくということでございます。しかも、そのやっていく過程におきまして、非常にTACに近づいたときに、警告の意味もあって、数量を、こういう状態ですということを我方から提示をいたしまして、自主的にできるだけそこを超えないように努力をしていただく。それから、さらにそれで不十分なときには助言、勧告等をやっていくシステムをとる。どうしてもそのところは超えそうだとということになった場合には、やむを得ず採捕停止というところまで用意をしておりますけれども、できるだけそこへいかないような形をとりたい。

それからもう一つは、協定制度というものを設けまして、例えば底びきなら底びきの中でお互いにこれをどういうふうにして守っていくか、でき得れば船舶割り当てもあり得るかもしれません。そういう形で、協定という形で自主性も尊重していくという形で、自覚を持って、漁業者の自主性を助長する形でこのTACの管理を進めていくという所存でございます。

（委員長退席、田中（恒）委員長代理着席）

○山田（正）委員 よくわかるのです。どうやらTACの量に達してきそうにあるときに公告をする。もういつまでしか操業できませんよという公告をする。そうなったときに、これは漁業種類ごとの日本のTACの決め方は事実上オリンピック方式だと私は解するわけですが、そうなった場合に、いついつまででも終わりますよととりつくどうなるか。それこそ夜も寝ないで魚をとるべくしてしまふ。早い者勝ち。そのためにTAC制度が導入されれば、いよいよ漁船も何千万もかけて速い船とか近代設備、いわゆる魚探とかそういう最新のものをいろいろな形で備えてやっていく。そういう過当競争を私は非常に心配するわけですが、何かそのオリンピック方式、フランスの努力目標方式とかノルウェーのいわゆる漁船ごとの割り当て方式とかいろいろあるようですが、ひとつぜひその辺は厳しく、そしてまた本当に過当競争にならないように決めていただきたい。

もう一つは、TACが形式ではなく本当に守られるためには、漁獲量の報告義務に違反した場合の懲役とか罰金の定めもあるようですが、また、自分がとってきた魚の量を虚偽の報告をした場合の罰則の定めもあるようですが、こういったたちちんとしたものを明確に漁民に打ち出しながら、やるのだったら、それをぜひきちんと守らせる、過当競争にならないようにする、食べられるようにする。

そこで、最大の問題は、先ほど話しましたが、ごく最近マメアジが大変とれておりまして、えき用

のマメアジを大量に捕獲しております。ところが、もしことしやったとしたら、このままでいきますと、あるいは八月いっぱいアジのTACの量に達するかもしれない。八月以降、九月、十月、大きいアジがとれるときにアジがとれなくなってしまう。そうすると、アジをとって食べていた漁民、漁船はこの先一体どうやって食べていったらいいか。TACが決められることによって、それこそ漁民にとっては何か月か食べられないときが来る、休業しなければならぬときが来る。この問題をどうするかということは大変大きな問題であります。

私は、それについて、広く、浅く、あらゆる漁業者から資源管理というものをもらったらどうか。例えば、日本の遊漁者だけで二千万とも三千万とも言われておりますが、一回魚をとりに、遊漁へ行くたびに百円でもいいからいわゆる資源管理料をもらおう。それだけで二十億か三十億入るわけでありまます。同じ資源においても、温泉の資源とあるいは鉄鉱石の資源、鉱区税とかそういうものは産出高の一定とかそれぞれのものを納めているようでありまます。日本の海も有限ではありませんし、海の畑もこのままではどうしようもありません。二百海里になったときに広く、薄く各漁業種類から、幾らかずつでも資源管理基金というものを設けて、そしてあるとき、TACに達して、もうこれ以上操業してはいけない、操業できない、休業しなければいけない、そういうときのお金を今度は、アジとかサバとかじゃなくて、ヒラメとかのいろいろな魚の稚魚の放流等々にそれを向ける。

だから、そういう一つの大きい意味での二百海里時代を迎えての資源管理型漁業にぜひ取り組んでいただきたい。最後にそれを申し上げまして、私の二百海里の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

（田中（恒）委員長代理退席、委員長着席）
○松前委員長 石橋大吉君。

○石橋（大）委員 久しぶりの質問ですが、余り時間がありませんので、できるだけ簡潔明確に質問をしたいと思ひます。

まず、本来であれば、私は出身県が島根県ですから、竹島の領有問題も含めて、国際問題絡みの質問を本当はしたいわけですが、それはいずれ連合審査の機会もあるようですから、そこで内閣総理大臣の出席も求めながら改めて質問をしよう、こう思っておりますので、きょうのところは国内問題に限って、特に国連海洋法条約批准に伴う新たな漁業管理方式の導入に関して若干の質問をしたい、こう思っております。

せっかく久しぶりに農林水産大臣に質問の機会を得ましたので、最初に、少し知識の話ですが、地元の中海干拓本庄工区の扱いに関連して、ぜひ農林水産大臣の所見を承っておきたい、こう思っているわけでありまます。

既に御承知のように、中海干拓本庄工区の干陸問題については、三月十五日に島根県議会で農業利用全面干陸という方針を決め、三月二十八日に島根県知事もまた農業利用全面干陸を決定して農林水産省にその旨の要請をして、そして今中四国農政局を中心にして島根県当局と何回かのヒアリングをやっている段階であります。

地元の実情を簡単に言いますと、一つは、地元の大勢の意向というのは、農業利用全面干拓というところについては、恐らく干陸をしても入植をしてそこで農業をやる可能性は非常に少ない、農業利用の可能性は十中八九まず絶望的であろう、こういう見方が支配的であります。そしてまた、一方には、地元の経済同友会や商工会議所などを中心にして全面干陸積極推進論がありまます。これらの人たちは、どちらかと言えば、他用途転用を念頭に置いて物を言っていることは間違いない。それからまた、環境庁からは水質の再調査について三月十八日に要請があったところでありまます。そういう状況の中で、農林水産大臣、地元での新聞、恐らく御承知だと思うが、四月二十六日に閣議後の記者会見で事業再開に非常に慎重な姿勢

を示されたとか、あるいは来年度予算編成には非常な慎重な態度で臨むかのような姿勢を共産党との交渉の席というかやりとりの場で明らかにされたとか、いろいろ話があるわけであります。

環境庁の指摘についても、これは私は一カ月や二カ月で済む話ではない、こう思っておりますので、そういう意味では、慎重の上にも慎重な対応、やはり万全を期しての対応をしなければいかぬ、こう思っております。少なくとも私は、現状のままでの強行干渉には賛成できない、こういうふうに思っているわけですが、その点について、この際大臣の見解を聞いておきたいと思ひます。

しかし、本日は大臣の見解だけで結構ですが、事務当局からも、いろいろ今までの経過がありまして、大臣答弁の前にぜひということもあるようですから、時間がありませんで、ごくごく簡単にひとつお答え願ひたいと思ひます。

○野中政府委員 中海の本庄工区の問題でございますが、先生御指摘のとおり、島根県知事さんは、県議会それから関係市町の合意を得られまして、九年度からの工事、これは調査を含むわけでございますけれども、その再開を中四国農政局長に要請をしておりますのでございます。

現在、お話しございましたような富農をどうするかという富農計画の問題、それから県から要請のございましたいろいろな事項、これは水質の問題等いろいろございますけれども、こういうような問題につきまして、まさに事務的に県との間で検討を開始したところでございまして、今後これらの問題につきまして鋭意検討をしながら、事業の進め方について結論を得ていきたいというふうに思っております。

環境庁からの水質の問題につきましても御指摘がございましたけれども、これにつきましても、島根県が今年度、八年度におきまして追加の調査検討を行うということにいたしておりますので、私どももこれを十分踏まえまして事業の進め方を検討してまいりたいというふうに考えている状況でございます。

○大原国務大臣 石橋委員、この問題について非常に強い関心をお持ちになつてゐることはよくお聞きをしております。

今局長がお話ししましたように、島根県知事からの要請、議会の決議に基づく要請、そして農政局との話し合い、こういう段階で進んでいるようでございますけれども、私、実はいろいろの方からの御陳情、御要請も承つておりますが、やはりいきなり来年度からトンカチというのは問題があるなと、したがって、さらに慎重な調査を、環境とかその他も入れた幅の広い調査を行う必要があるのではないかと、今の段階ではかように考えております。

○石橋大委員 そのとおりでありますから、ひとつ地元の動向を正確に把握しながら慎重な対応をお願いしたい、こういうことだけこの機会にお願いしておきます。

さて本題に入りまして、漁業問題ですが、さっきの山田議員の最後の質問とくしくもつながるような話になりますが、新たな漁業管理方式としてのオリンピック方式の導入と資源管理のあり方についてまず最初に伺ひたいと思ひます。

この新たに導入されるTAC制度に基づく漁獲可能量の具体的配分の仕組みは、漁獲枠を地域に配分をし、その再配分は原則として個別には行わないフランスの管理方式に類似するものを取り入れることとされてゐる。すなわち、漁獲可能量は当面漁業等の種類別に配分され、割り当てを受けた漁業等の種類の内部にあっては個別割り当ては行われず、オリンピック方式での漁獲が行われるものと言われている。

しかし、この方式は、さっきも指摘がありましたように、漁獲競争や過剰投資が生じやすい欠陥を持っています、こういうふうになつてゐるわけでありまして、過去においても、捕鯨がこのオリンピック方式を採用したために、非常に物すごい国際的な乱獲競争を招きまして、特定の資源の急速な枯渇を招いた、こういうような苦い経験もあるように聞いておるわけでありまして。

平成七年度の漁業白書によりまして、平成六年の漁業生産量は前年比七割減の八百十万吨、六年連続の減少、生産額は五割減の二兆三千七百三十八億円。漁業生産量はかつて三百三十万トンぐらゐあつたのが今約五百万トンぐらゐ減つてゐるわけでありまして、世界的な二百海里体制への移行による漁場の縮小や公海における漁場の新たな規制などいろいろな影響もあると思ひますが、しかし、基本的には資源が激減を起している結果がこういうところに反映しておる、こういうふうにも考えるわけでありまして。

そういう意味で、オリンピック方式を導入することによつてそういう資源の減少傾向などに逆に対応がかるようなことになつては、これはアブハチ取らずというか逆の結果をもたらす、こういうことにもなるわけでありまして、オリンピック方式といひましても、大臣許可漁業その他、漁業形式によつては入り口の規制はもちろんなるわけですが、一つ間違えればそういうことにもなる心配もあるのではないかと、こういうふうに思ひますので、この点について水産庁の見解をまず最初にたゞしておきたい。

○東政府委員 世界各国にいろいろな形での管理の方式がございまして、オリンピック方式を純粹にやつたのがアメリカのアラスカ地域で、これは百日ぐらゐでとつていた魚を四日ととり尽くすというふうな大変な弊害が起つて、今問題になつております。

そういういろいろな各国の経験がございまして、それをいろいろ調べて、それで研究会というところで漁業者の方に入つていただいてどういふ方式が日本の場合はできるだろうかというところで検討した結果が、ある意味では修正オリンピック方式といふのか、オリンピック方式ではございませぬけれどもそういうことを避けられるように、これは、先生御指摘のとおり、オリンピック方式といふのはそこに欠陥がございまして、そこで、それをどう避けるかということが真剣に話し合われました。その形でございまして、日

本の場合には今回は漁獲努力量、いわゆる漁獲能力とそれから漁獲可能量とをできるだけ近づける。要するに、能力いっぱいともうここへできるだけ行かないようにする、ないしは能力との関係で急激に漁獲可能量を減らすというふうな形ではなく、管理していくというふうなことが一つとして出てきたわけでありまして。

それからもう一つは、漁業種類別に配分しますとやはりその実績といふことを基本にしてそれぞれが努力するはずであるというふうな御意見がございまして、その中で特に協定制度的をつくつておいてくれなかつたか。そうすると、我々の中でそういう協定制度的なものはこれぐらゐとかそういうようなこともできるし、できれば船別の割り当てまで行けるかもしれないというふうなことがございまして、この協定制度的というものを設けるということで、オリンピック方式をできるだけ避けて、そうかといひ漁船制をやりまして、これは今の日本の実情、いろいろな漁業種類がある中でこれはともいろいろ利害が錯綜してだめだろうというふうなことからかこういふ制度にしたわけでございます。

しかし、そういう個別割り当て方式というものは非常に魅力ある点がございます、これは漁業者が締結する協定というふうな形の中で個別割り当てということが定着して、その移行について漁業者の理解が得られるというふうな状態になつた場合にはこれができるといふことも法律の中に置かせていただいているという状態でございます。

最善とは申し上げませんが、いろいろそういう形を入れて弊害を避ける手を尽くしたつもりでございます。

○石橋大委員 続いて、基本計画における漁獲可能量を定める漁業区域をどういふふうな設定をされるのか、このことについてお聞きをしたいと思ひます。

漁獲可能量は操業区域ごとに定めることができる、こういうふうなされてゐるわけですが、この場合、まず一つは、基本計画における漁獲可能量

を定める操業区域とはどのような区域になるのか。従来の海区と同じようなものとなるのか、それとも新たな概念のもとに新しい操業区域が設定をされるのか一つ。

二つ目。その場合、対象魚種ごとにその区域は異なるのか異ならないのか。例えば、最近におけるイワシ資源の激減、それから地方ごとに物づく変動があるような状況がイワシの場合あるわけですが、こういうようなことを考えると、当然地域ごと、海域ごとの漁獲可能量というものが念頭に置かれなければいけないのではないのか、こういうふうな気がします。その点、対象魚種ごとの区域はどうなるのか、これが二つ目。

三つ目は、操業水域と見境問題をどういうふう

に処理するのか。

都道府県計画においては、海域別に漁獲可能量を定めることができるとし、また、都道府県知事は、都道府県の地先水面において資源の保存、管理を行うものとして、指定海洋生物資源を定めることができるとしており、各都道府県の管轄する海域の範囲が明確であることを前提として計画制度等が仕組まれているように見られるわけですが、しかし、地方自治法第五條は「普通地方公共団体の区域は、従来の区域による」とし、現実には地先水面における都道府県の境界は特に定められていない、こういう実情にあるわけであり。

この点、特定海洋生物資源の漁獲可能量を都道府県に配分する場合、または都道府県知事が指定海洋生物資源の漁獲限度を設定する場合等の前提条件となる問題でもあり、また、都道府県の区域が明確でないことに伴う都道府県間の新たな漁業紛争などの発生のおそれも心配されるわけですが、この区域をかなり明確にしておくことが求められるのではないのか、こういうふうに思うわけ

あります。

したがって、そういう意味で、都道府県の水域の中における境界をどういうふうに決めるとお考えになっているのか、お聞きしたい。

○東政府委員 まず、漁獲可能量でござい

ますが、これは魚種ごとに決めるわけですが、これは系統がござい。例えば、大きく分けると日本海系群とか、それから太平洋側の太平洋系群とかございまして、御承知のとおり、太平洋の方も、親潮に乗ってくる部分と、それから南の暖流に乗っている系統とがあるというふうな形で、系統ごとにその漁獲可能量というものを、系統で海域を指定する形でまず総量が決まるのではないのか。

それから次に、配分のところでござい。配分をする場合に、まず指定漁業等につきましては農林水産大臣が管理する部分でござい。これが指定漁業等の部分として、承認漁業とかでござい。それが漁業種類ごとに配分いたします。次に、都道府県知事が管理している漁業、これについては都道府県別にその数量を割り振ることになります。

まず国の方の割りでございますが、これは許可の中で操業区域が決まっております。その操業区域別に配分した方がよいということも考えられます。で、細分することも可能にしておこうと思っております。例えば北部まき網とか、そういう地域による細分をすることも。まき網全体ということではなくて、北部まき網と何とかのまき網というふうな形の分け方ということが起こり得るようになっていくということが一つあると思

います。

それからもう一つは、都道府県の配分でございますが、都道府県の場合には、これは漁業を管理しておられまして、例えば、他県からその漁業をやっておられる方もその県の許可をもらうという形もあります。したがって、漁業種類ごとというのか、都道府県ごとにその許可を出しておられる漁業の総合体として割り当てて、その中でやりになる。したがって、ある県が他県の漁業者に

対してのものも含めてこれは総量として示されま

すから、含めて管理する形になると思

います。

そういうときは、今先生御指摘のとおり、特に島根県と山口県が有名な県境争いがあるわけござい。海境が錯綜している部分がござい

ます。これは、長い歴史の中で管理をどうするかというのとは両者で話し合った上でやってきておりますので、その話し合いをもとにしてやっていかざるを得ないというふうな考えをしております。そういう形で割り当てをやっていかざるを得ないと思っております。

なお、県間の、県境の紛争で地先の種類、いわゆる国が決めます特定漁業種類ではなくて、指定漁業種類として県が独自で、先ほどのハタハタにいたしまして、秋田県だけでなしに山形もあるわけございまして、それらにつきましては、これは承認にかけるような形にしております。これはむしろ漁業者の方からの強い要望で承認をかけたわけございまして、それが、一方的にある県が自分のところの権利を主張しないようにしてくれ

という御要望でございます。

そういう点をよく踏まえて、県紛争がないような形でやっていきたい。また、今までの県間のやり方の中で、県の紛争の解決を乱すようなことな

くやっていくという構えをしております。

○石橋(大)委員 今お答えを聞いています。限りでは、余り心配することない、こういう話ですが、ぜひひとつそういうことがないようにやってもらいたい、こう思います。

次に、これは非常に初歩的な質問かも知れぬ

のですが、最大持続生産量とは一体、具体的にどういうことを意味するのか、どういう概念か、こういうことをちょっと念のために聞いておきたい、こう思います。

農林水産大臣が基本計画を策定するに当たって、特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量は、最大持続生産量を実現できる水準を前提に決定される、この最大持続生産量とは具体的にどういうことを意味するのかというのを明確にしてほしいわけですね。

水産庁としては、去年一年間かけて、韓国と共同して日本近海の漁業資源の調査をされていることでもありますが、法案の審議に入っておるわけですから、全海域ごとに漁獲可能量などというものはほとんど構想は固まっております。なかろうかな、こう思っ、推測をしたりしておるわけす。そういう意味で、私の出身県である島根県の、いわゆる山陰沖の所属する海域である海域を例にとりて、例えば設定された数字を具体的に示してもらうと非常にわかりやすい、こう思うのです。

そういう前提でまずちょっと聞きたいのは、この最大持続生産量というのは、例えばこれは海の、自然の生産力の中で再生産可能で、しかも持続的に、安定的に漁業が続けられるということ。前提にしておるわけですね。だから、例えばこういう最大持続生産量というのは、資源総量に対して七割とか八割とか、そういうような決

め方をするものなのか。これは一般論としてそういう原則でやるのか。あるいは魚の種類ごとに当然のように産卵量も違えば、子供のふ化をする量も違ふし、ましてや魚の種類ごとに成魚になる率も物すごく違ふ。そういうことを考えると、やはりこれも当然魚種ごとに決められる、こういうことになると思うのですが、その場合の最大持続生産量というのは具体的にどういうふうになるのか。

さっき言いましたように、できれば、我が山陰沖の海域などを対象にして具体的に説明をいただければ非常にわかりやすい、魚種ごとに説明して

資源がもとに戻らないという状態がございます。そこが、その山が最大持続生産量ということになります。それを目指すわけでございしますが、それは目標でございまして、すぐにそこへ到達するのはなかなか難しい。私も、この日本の近海では一部の魚を除きまして相当のものが山を越えてくる状態ではないか、一挙に駆け落ちしているところでは余りないのではないかと思いますけれども、越えている状態があるのではないかと、ううに考えておるわけでございします。

そういうことでございまして、先生御指摘のとおり、魚の種類ごとに卵の産卵量も違いますが、子魚の生育の状況も違っておりますので、それぞれの魚ごとに漁獲可能量というのは違っております。これは、それぞれの研究の成果がございまして、ある程度の計算は可能でございしますが、我々、先ほどちょっと触れましたが、最大持続生産量というところは一つの目標でございまして、それに至るまでの間に、これ以上に資源を減らしてはいけないというところ、ここまですべての限りは今以上に減らないというところがございします。これは、アローアブル・バイオロジカル・キャッチ、生物学的漁獲可能量というのですか、それがございします。そこを一つの基準にしながら管理を進めていくのかなというふうに考えております。

これは、まだまだ学者の間のきちつとした議論を踏まえていないので、実はこの法律を通していただいたらずにやらなければいかぬと思っております。ですので、踏まえていないのでございしますが、ちょっと一つの例を申し上げます。

先生の御指摘は山陰沖というところでございまして、あれは、対馬暖流系のマイワシがそこですと一系群としてございまして、それを全体で見ないと、山陰沖だけというところはなかなか見にくいわけでございしますが、その系群で、いわゆるアローアブル・バイオロジカル・キャッチ、生物学的に許容されるキャッチ、漁獲量というのは二十万トン弱ぐらいのところではないかと推計されているというところでございします。これ

もまた、学者間の十分な議論を経た上で公表をして議論をしていくべきものだと考えております。○石橋(大)委員 次は、時間が余りありませんから一つ飛ばしますが、水産資源保護法の一部改正に關連して、魚病の発生状況及び国内対策について、この機会に承っておきたいと思うのです。

国連海洋法条約第九十六条では「いずれの国も」「海洋環境の特定の部分に重大かつ有害な変化をもたらすおそれのある外来種又は新種の当該部分への導入を防止し、軽減し及び規制するために必要なすべての措置をとる。」というふうな義務づけがされている。そして、国際獣疫事務局における特定の疾病に感受性のある魚介類の輸入に当たっての証明書の添付、また海洋法制度研究会における同様の検査証明書の添付などについての提言もあるわけであります。

御承知のように、最近非常に急速に水産物の輸入が激増している、こういう状況の中にもありますので、この際改めて、これまでの魚病の発生状況及び国内対策、今後のさらなる国内対策の強化整備、こういうようなことに関して水産庁の見解を承っておきたいと思ひます。

○東政府委員 近年の魚病の発生というものを見ますと、養殖の生産量の大体六割前後、六割強ぐらいのところというふうな状況でございまして、二百億程度の被害がずっと続いておったのです。ここへ来て、平成六年以降、九州地域を中心に、外国から侵入したと思われるのですが、クルマエビの急性ウイルス血症という病気が大変はやりまして、これはもう全滅いたしました。そういう状態では、平成六年度の統計で一挙に二百八十億にぐっとふえておる。

これは、そういう外国から来る病気を何とかとめないと、大変大きな影響があるというのが我々の感でございまして、従来は魚病というのは技術者も少なかったためになかなか難しかったわけですが、魚病の技術者の養成でございしますとか、魚病の診断技術の開発でございしますとか、それから病原体の検査というふうなことで、さらには薬の

使用についていろいろ問題がございまして、これの適正な使用の指導というふうなことを中心に、これまでもいろいろとずっと手を尽くしてまいりました。

さらに、この形の中で、今のような二百億はまああるわけですが、ある程度急激な増は防がれてきておったと思うのですが、ここへ来て外来のものが非常に脅威を持つ、そういうことで、先ほどお触れになった国際獣疫事務局ですが、そういうところの勧告等を踏まえて、今回新たに、輸入いたします水産種苗の防疫制度を創設するというのが趣旨でございします。

○石橋(大)委員 もうわずかな時間しかありませんので最後の質問にしますが、最後に、我が国の漁業制度の見直しについて、この際承っておきたいと思ひます。

今までの我が国の漁業制度は、漁村の伝統とか慣習の権利を制度化したものとして整備されてきた。ここで海洋法条約が批准をされて、生物資源を量的に管理する制度に移行する。いろいろな意味で我が国の水産漁業界にとって画期的な出来事であるわけでありまして、そういう意味でも非常に重大な出来事でありまして、同時にこれからTAC制度を導入して新しい資源管理をしつかりやろうというところになるわけですが、何せ初めてのことでありますから、何年間かは試行錯誤を重ねながら、完全というか万全の制度に移行する、こういう過程を踏まなければいかぬだろうというふうに思ふのです。

そういう意味で、新しい試行錯誤、制度の導入に伴う問題点などを的確に把握をしながら新たな漁業制度をつくり上げていく、創造していくような努力が当然求められてくるのではないかと、こういうふうにも思ふのです。そのための、例えば審議会になるのか制度検討委員会になるのか、どっちにしてもそういうものを設けて、そういう新しい漁業制度の創設に向けて検討する必要があるし、またそういう考えはないのか。これは、海洋法問題だけではなくて、最近にお

ける漁業経営体の激減とか担い手の激減とか、あるいは高齢化が進んで担い手の面から水産業も危機的な状況に直面しておる、こういうようなことを考えると、農業や林業では、それでもまだ十分だと私は思いますが最近相次いで新たな担い手対策みたいのを打ち出されているわけですが、水産漁業関係の場合はその点でも少しおくられているんじゃないか、こういうふうな気もします。

若い人たちにとって新しい魅力ある漁業とか漁村をつくる、こういう観点でも抜本的な検討を求められておるような状況に今直面しておる、こういうふうにも思ひますので、これらを含めて、最後に水産庁の見解を承っておきたいと思ひます。

○東政府委員 御指摘のとおり、この新しい制度は、我が国の漁業全体に非常に大きな影響を与えるものでございします。これは、漁業制度だけではなしに、いろいろな面で大きな影響を与えてくると思ひます。実施が来年以降ということでもありますが、それから、韓国・中国との交渉の成り行きということも非常に大事なポイントでございします。それらを見きわめながら検討していかなければならぬ問題が多々ございします。

そういうこともございまして、実はそろそろそういう方向でのいろいろな検討をしていくべきではないかという御提言を沿岸漁業等振興審議会の方からももらっておりますし、この制度をつくったときの研究会の方からももらっております。そういうものを受けて、それぞれの審議会等とも御相談をしながら検討をしていきたいというふうな考えでおります。

○石橋(大)委員 いろいろ申し上げましたが、非常に限られた時間でありまして、以上で私の質問を終わります。ひとつ新しい漁業制度の創設に向けて、万全を期して頑張ってくださいますようお願いして、終わります。
○松前委員長 金田誠一君。
○金田(誠)委員 さきかけの金田誠一と申します。よろしく願ひいたします。

私の地元は北海道でございます。御承知のとおり、北海道の漁業は大変厳しい状況にあるわけでございます。この二百海里の全面設定、全面適用、もう長年の悲願であったわけでございます。年を追って漁獲量は減少の一途をたどってまいりました。かつては日本海側など韓国の漁船がかなり操業しておったわけでございますけれども、最近はその韓国船さえ余り姿を見えなくなつてきた。漁獲高はもう従来の半分ほどということだろうと思つてございます。そうした状況の中で漁業者の方々は大変苦勞されておられまして、各町村ごとにある漁業協同組合も管内すべて合併して一つになつてしまふ、そういう状況に追い込まれておられるわけでございます。自治体の人口減少、財政的な困窮、大変厳しいものがございます。そうした地域に出向きまして、この町の基幹産業は何ですか、この村は基幹産業は何と言つたらいいでしょうかという質問をした場合に、役場の方など大変自嘆きみに、半ば冗談ではございますけれども、うちの基幹産業は出稼ぎですという言葉が返つてくるような、そういう極めて深刻な事態なわけでございます。

二百海里の全面設定、全面適用は、そういう状況下にあつて文字どおりの悲願であつた。それが今回設定をされ、適用されるといふ道筋が見えてきたわけでございます。大いに期待をするその一方で、また一抹の不安も抱いておられるのが現在の現状でございます。どうぞひとつ、そうした心情をお受けとめいただきまして、相手のあることとでございますからそれは大変な困難を伴うこととは思つてございまして、けれども、何としても早期締結、一年以内を目途に交渉を進め、さらにその一年後には全面的に適用される、遅くてもこのまですが期限だということにつきましての決意のほどをひとつお聞かせいただきたいと思います。あわせて、この見通しにつきまして触れていただければありがたいと思つております。

○東政府委員 交渉事でございますので、先生御指摘のとおり、相手があるということです。それ

から、外務省と連携をとつてやつていかなければいけない問題でございます。今お話しのとおり、私も、本年中にできればその協定改定をしたいという希望を持って、しかし一年以内を目途に交渉を進めるといふことを体してやつていきたいというふうな考えておられまして、しっかりと交渉を外務省とも打ち合わせつやつつやっていきたいというふうな考えておられます。

○金田(誠)委員 今回の国連海洋法条約、さまざまな項目があるわけでございますけれども、そのうちの重要な柱の一つとして、地球生態系の保全という柱があると思つてございまして、

これにつきまして、先般来、連立与党の環境部環境調整会議ということで、「国連海洋法条約批准にともなう海洋環境の保全についての要望」、これを取りまとめて政府に提出をするという運びになつてございまして。既に提出されたものかどうかがちよつと定かでないと思つてございまして、その案文は既にまとまつてございまして、関係部分をちよつと読ませていただきますと、「国連海洋法条約は、陸にある発生源からの汚染、廃棄物の投棄による汚染、希少又は脆弱な生態系の保護等の措置を講ずるよう規定している。そこで、「わが国は、云々」といふことになりまして、具体的に「環境庁をはじめ関係省庁が今後海洋生態系の保全に関連する調査・研究を効果的に推進するため、然るべき協議の場を政府内に設置し、国としての総合的な調査を進めるよう要望する。」といふことが最初の項目に盛り込まれておられるわけでございます。

この陸の発生源からの汚染ということに関連して申し上げますと、実は、私どもの地方におきましても、これは余り耳なれない言葉かもしれないけれども、いそ焼け現象、いそ焼けという現象が年を追つて広がつておられる。これもまた生態系の保全という観点からとらえられるべき事象ではないだらうか、こう思つてございまして。全体的に資源を管理をし、汚染を防止をしという大きな趣旨が国連海洋法条約にあるわけでございますけれども、

も、そうした立場からもこのいそ焼け現象というものについてひとつとらえて、対策を講じていただきたいもの、こう思つてございまして。

従来から、水産庁あるいは環境庁、それぞれの立場で調査などをされているというところは承知はいたしておりますけれども、この海洋法条約の批准を機会にして、さらに本腰を入れた対策をとつていただきたい、こう御要望申し上げます。

御見解を伺いたいと思つておりますが、環境庁にも御出席をいただいております。水産関係でもございまして、あわせて水産庁の御見解も伺えれば、こう思つてございまして。

○飯島説明員 今先生お話しになりました、いそ焼けでございますが、環境庁におきましても、平成五年度から緊急の調査を実施したところでございます。

いそ焼けの要因につきましてはまだ説明されていない部分が多ございまして、水温の変化であるとか、栄養塩類が少なくなつたとか、あるいはウニによる食害など、さまざまな要因が関与しているという結論が得られておりますけれども、一方、先生初めに御指摘になりましたように、陸域における人間活動の影響、すなわち、沿岸後背地におきまして都市化や開発が進んで、土砂が流入したり生活排水が流入したりする、そういったことが原因ではないかとの指摘もなされております。

環境庁といたしましては、このいそ焼けの例でございますが、陸域と海域にまたがる生態系の問題につきまして、先生御指摘のように、海洋生態系の保全という観点から、知見を蓄積いたしまして、今後重点的に研究すべき課題を明らかにしていく必要がある、こう考えまして、本年の三月でございまして、北海道におきまして「海域環境に及ぼす陸域の影響」と題するシンポジウムを開催させていただきました。水産や海洋科学など、各方面の学識経験者の方から助言をいただきまして、この問題につきましては引き続き今年度も予算措置を講じまして、陸域と海域の問題につ

きまして検討していきたいと考えておりますけれども、水産庁などの研究機関におきましても対策等についての研究が進められておられるとお聞きしておりますし、さきのシンポジウムにおきましても水産庁の研究の方の御参加もいただいて御助言をいただいておりますので、今後とも関係省庁と連携の上、検討を進めてまいりたいと思つております。

○東政府委員 いそ焼けの問題、我々もいたしましても、生産の側からも大変問題のあるところでございます。

今のところなかなか、原因もいろいろあるよう

で、わかりにくい点があるのでございまして、例えば一つ、北海道で申しますと、寿都湾海域というのがあるところでございまして、ここはウニが大変多く発生して、それは大変な海藻類を食べるらしくて、それがいそ焼けの原因になつたのではないかと、そういうことがあつて、そこで、それを除去して海藻の群落の造成を図るという漁場の造成手法というものを開発したりしております。

そのほか、マリノフォーラム21という、こういう研究等をやる機関があるのですが、ここでは、石灰藻というのがあるのだと申してございまして、これが白くへばりついて荒らすということがあつて、これの剝離システムを開発するというようなこともあつたり、これに対しての助成をやつております。

さらに、北海道区水産研究所で、この機構、どうして起るのか、その予測というふうなもの、この研究を平成六年度にやつております。それから七年度からは、各都道府県へ変動要因の解明の研究の助成をやつたりしております。

いそ焼けというもの、これは醜い点もございまして、それから大変その辺の漁村に直接影響が出てくる可能性があるのでございまして、これは私たちも真剣に取り組んでいきたい。ただ、なかなか解明が難しいもので、いまだその段階を出ていないというのが現状でございます。

○金田(誠)委員 いそ焼けと申しますのは、石灰

藻という生物でございすけれども、ちようど岩に白いペンキを塗ったようにべつとりと、まさにペンキを塗ったような状態になる。その状態になりますと、コンブ等の海藻類はもう付着できなくなる。したがって、それをえさにするウニ、アワビであるとか、あるいはそこで産卵をし、すみかにしている魚類といいますが、そういうものが生育、生息できなくなるといふ状況でございす。

そのいそ焼が北海道の日本海沿岸を中心に年ごとに広がっている。今は北海道最南端の白神岬をもう越えて、津軽海峡の方にまで広がって入ってくるという状況でございす。いろいろ調査研究していただいているのですが、御答弁のように、まだ原因が十分に解明されていない、ましてや対策などは全くできていない。どんどん広がっている状態。

沖合漁業は、前段申し上げましたように、もうかつての漁獲が半減の状態でございす。今まではもう韓国船等に変な被害を受けたわけでございすけれども、そういう状態。漁協ももう縮小再編成の状態。沿岸自体がもう漁業ができないうないも焼けた状態。二重苦、三重苦の状態でございす。

ここに海洋法条約が批准をされる。その大きな柱に環境の保全、生態系の保全というものが盛り込まれる。これを機会にさまざまな政策がとられる。例えばTAC制とかいろいろなことがとられるわけでございすけれども、この地球生態系保全という柱についても、従来の延長ではない形をとっていただけないものかということが質問の趣旨なのでございす。

旧来、水産庁のお立場はウニ食害説というところには軸足を置いておられるようでございす。そういう実験等もなさっているわけでございす。環境庁の方にはお願いをいたしまして、陸域部分が海域に与える影響調査——これも学会でもいろいろな説があるようでございす。そのウニ食害説もございす。海流の変化等の説もあるようでございす。そして、陸域が海域に影響を及

ぼしているという説もございす。例えば、山の植生でございすすが、かつての広葉樹が針葉樹にどんどん変わっていく。市場価値の高い樹木、樹種に変わっていく。河川の方は河川改修、川が真つすくなり、護岸がされ、あるいはダムがつくられ、砂防ダムがつくられるということによって流出する河川の水量が激減する。そして水質も変わっていくということが海域に負荷をかけているという説もあるわけでございす。いまだそれが真の原因かということも解明されておりませんし、恐らくこうしたさまざまな原因がふくそうしていそ焼けという現象を招いているのではないかと思うわけでございす。

したがって、この解明にはまさに、水産庁のお立場、環境庁のお立場はもとよりでございすが、あるいは林野庁、河川を管理する建設省等々の英知を集めながら、原因究明そして対策にまで進んでいただきたい。これがなければ、ただ単に二百海里全面適用、全面設定だけでは漁業は復活し得ないという状況なのでございす。

そこで、今回の与党環境調整会議のこうした申し入れもございす。「海洋生態系の保全に関する調査・研究を効果的に推進するため、然るべき協議の場を政府内に設置し、国としての総合的な調査」ということを踏まえていただいて、これを環境庁が首頭をとられるのか、あるいは漁業という立場で水産庁なのか、私は定かには存じ上げませんが、いずれにしても、この海洋法条約の批准を機にいま一歩総合的な対策へと、それぞれがそれぞれの立場ではなく、いま一歩総合的なものに進めていただきたいと思うわけでございすが、いかがなものでしょうか。いま一度御答弁をいただければと思います。

○東政府委員 ちよつと私、環境の関係の申し入れを存じませんで申しわけございせんが、実はこの海洋法全体につきまして、内閣の外交審議室が中心に各省間での連絡体系をとっておりまして、そちらの方とも御連絡をとりながら、この問題についても提起があったことを我々の中で、各

省の連絡の会合の場がございすので、申し上げてみたいというふうに考えております。

○飯島説明員 先生御指摘のように、いそ焼けというのは私も一つの北海道の例というふうに考えておりました。まさに地球規模の海洋生態系の保全の観点から陸域と海域の重なる生態系の問題につきまして研究を進めていく必要がある、こう認識しまして、いろいろと検討を進めているところでございます。政府部内におきましてもこういった機会に共通な立場に立ちまして検討が進められるように、環境庁としても努力していきたいと思っております。

○金田(誠)委員 ありがとうございます。よろしくお願ひをしたいと思います。次に、TAC制について質問させていただきます。

先ほど来多くの方が触れているわけでございすけれども、漁業者の方に伺いますと大変不安を持っておられるようでございす。どうなるのか実感としてつかめない。しかし、適正な資源管理は必要だということではもう十分理解はなさっていると思うわけでございす。

例えば、これは二百海里の外でございすけれども、中型イカ釣り漁業などというのもございす。沖に出ますと中国船とのトラブルが大変な話です。だと伺っております。その中国船の操業秩序を確立してもらいたうために、まずみずから秩序ある操業をというところで、先般、全国的な中型イカ釣りの漁労長の組織まで結成をされたということも伺っております。漁業者の方々は、秩序ある漁業、秩序ある資源管理ということでは十分理解をされておられると思うわけでございす。ぜひひとつそうした漁業者の立場、お考えについてはまず信頼を寄せていただきたいもの、こう思うわけでございす。その信頼の上に立って、漁業者の方々の不安を解消する立場で対応していただく。十分な情報提供、情報公開、そして対話ということにならうかと思うわけでございす。

TAC制についてもさまざまな方法があるようでございす。その結論に至るまでの道筋がいかに理解を得ながら進めることができるかということがポイントにならうかと思ひますので、その辺についてのお考えをひとつお聞かせをいただきたいということ、これはTACに関係は恐らくないのだと思うのですが、実は私、かねがね気になっていたことで、遊漁船というのでしょうか、漁業ではない方々、いわゆる釣りの人の方でございすが、カナダ等外国の例をいろいろな場で拝見いたしますと、例えばサーモンであれば二匹まで、三匹目からはリリースというふうなことでかなり規制されているようでございす。ところが、日本の場合には漁業と見間違うほどの漁獲、まさに漁獲と言つてもふさわしいような釣りをなさっておられるのですが、これもまた資源管理ということとは無縁ではないような気がいたします。その辺の、にわかにはどうする、こうするというにはならないにしても、諸外国ではそういうような規制がされているわけでございすけれども、その辺の所管などは、これはちよつと実はこの件については通告をしておりますんで本当に申しわけなく思っているわけでございすが、御検討をぜひ願ひたい、こう思うわけでございまして、あわせて御答弁いただければと思ひます。

○東政府委員 まずTAC制度についてでございすが、この制度を我が国でどういうふうな形をとっていったらいいか、漁業関係者に集まっていたいて、昨年九月から十二月まで大変な時間をかけて検討していただきました。ああいふ日本流のオリンピック方式というのがまとまったわけでございす。その過程で、私も、ほとんどのブロック並びに県へ派遣をいたしました。それぞれの県なりブロックの漁業関係者からの意見、それから県の方からの意見というものを聴取をしてこういう新しい制度を、最初から完全とは申しかねますけれども発足させるということにこぎつけたわけでございす。

その間で、これからはやはり漁業者の意見をよく聞いてやつていく、これよというの強い御意

見てございます。よく意見を聞くということもさることながら、誤解のないようによく理解していただくということも大事だと思っております。これは法律の審議を終えていただいた段階で十分な形で周知ということを図りたいというふうに考えております。

次に遊漁でございますが、遊漁は水産庁の方で所管しておられるのか、遊漁についてはいろいろな形で所管がございます。特に、船の場合にはレジャーボート、これは魚をとるだけではなくてレジャーボートという関係で運輸省がございまして、いろいろございまして、しかし、まずやはり漁業との調整をどうするかということが大事だという観点で、我々、それぞれ県に、または中央にも設けておりますが、海面利用調整協議会といううなことで、それぞれ遊漁者と漁業者との融和を図る方向をとり、中央でもやつの間、去年から会合を始めましたけれども、そこをどういうふうに融和していくかというように形で話し合っております。

それから、漁業という形で遊漁に対する規制は、県ないしは市町村が規則を定めて料金を取ったりすることはできないわけではございませんが、なかなか難しい問題がございまして、料金の徴収をどうするかといううなこと。河川なんかの場合には、やはりそこへ放流をいたしますから放流経費等の関係でその徴収をやるといふ規則をつくっていることが多いのですが、海の場合はそういう維持管理をどういうふうにしていくのかといううなことがありまして、なかなかやりにくい点がございます。ただ、制度としてはそういうふうな都道府県で遊漁の規則をつくることはできる。

なお、シヤケにつきましては、我が国は水産資源保護法でシヤケを遊漁の対象にすることは原則禁止されております。ちよっとカナダの例とは違つた形になっておりますが、河川でのシヤケの釣りは一応原則禁止されております。一部試験的にやっている部分、これは遊漁という形ではなく

調査のお手伝いをさせていただくという形でやっている部分もございますけれども、そういう形で遊漁についてもこれからやはりよく話し合つてやつていく必要がある分野だというふうに考えております。

○金田(誠)委員 ありがとうございます。

外務省に実はお願いをさせていただいたのですが、ちよっと時間がなくなりました、申しわけございません、ちよっと割愛させていただきたいと思ひます。

最後に、大臣にお尋ねしたいと思うわけでございます。

今回の二百海里全面設定、全面適用、ことし中かあるいはさらにその一年後かというところで解決を見るに至るわけでございまして、喜ばしい限りでございます。それに向けてさまざまな困難がこれからございまして、ぜひひとつ早期解決ということで御努力をお願いを申し上げたいと思ひわけでございます。

そして、いづれにしても日本の漁業、今極めて深刻な事態にあるかと思ひます。例えば漁船員のなり手がなく、外国人船員の手をかりて遠洋漁業が成り立っている、あるいは沿岸については高齢化が進み後継者が育つてこない、あるいはもう出稼ぎによらなければ生活の維持さえできない、そうしたところに輸入の魚がどんどん入ってくる、魚価は一層低迷をするという状況でございます。例えば輸入一つをとらえてみても、例えば農業の場合ですと今回のガット対策ということで六兆百億、こういう対策が講じられていて、この農業との対比においても漁業の場合には必ずしも十分とは言えないような気がしてならないわけでございます。

今回の二百海里適用、条約批准を契機にして、日本の漁業そのものが将来に希望の持てるものになるようになお一層の諸般にわたる対策が必要だろうと思ひわけでございまして、その辺を含めまして、ひとつ大臣の御決意などを伺えればありがたいと思ひます。

○大原国務大臣 私、委員のお話を聞いています、うかつにもいへば焼酎現象というのはよく知らなかつたわけでございまして。勉強しなさいかぬなど先ほどからいろいろ考へていたところでありまして、北海道だけでなくやはりほかの地域にも、私、何かそういうものを散見したような気もするわけでございまして。

それはともかくとしまして、日本の漁業、右肩上がりの時代が去つて、今、右肩下がりになつておることは事実であります。漁獲量、漁獲高とも四割を超えらるという状況、農業も大体同じような傾向があるわけでございまして、やはり今日まで日本人の口に入つてくる動物性資源の四割、これを漁業が稼いできたわけであります。いろいろ、漁業の世界にも私も実際入つてみて、なかなか近代化できない集約的な一つの伝統と申しますが、そういったもののしりりが日本の漁村に残っていることも事実であります。我々はそれを乗り越えてやはり漁業資源の確保をしていかなきゃならぬわけでございまして、今回の二百海里、中には批准が遅きに失したではないかという御議論の方もあります。しかしながら、幸いにして韓国も中国も、ソ連ももとよりであります。周辺諸国が足並みをそろえてこれに乗り出しているというわけでございまして、我々としては、二百海里の線引きを的確にやり、そうして資源管理をしながら、長もちのする日本の漁業の発展のためにこれをいっば一つの踏み台として努力をしてまいらねばならぬな、かように考えております。

○金田(誠)委員 終わります。

○松前委員長 初村謙一郎君。

○初村委員 新進党の初村謙一郎でございます。昨日は外務委員会の拡大会議でも質問させていただきました。きょうは農林水産大臣、農林省中心に質問をさせていただいておると思ひます。

総理にも昨日は竹島、尖閣諸島に対する領土認識、歴史認識、それから外務省のアジア局長さんには日中、日韓の漁業交渉第一回目の経緯、経過

等を聞きました。残念ながら、どうも私が求めていたような答えをお聞きすることはできませんでした。外務省におかれましては、一回目の漁業交渉をやつたけれども、一年以内に解決のめどをと言ひながら、その次の会議の予定はまだ未定である。あるいは総理におかれましては、領土認識については、日本側の話はよくわかるわけですけれども、韓国側が、竹島問題一つとてみましてもどのような考へているのか、歴史観のニュアンスの違いといったものを感したわけであります。

そういう認識の中で、きょうは大臣に一つお話を申し上げたいと思ひますが、前にも委員会でも申し上げましたけれども、実は私の地元の長崎県、アマダイを中国の沖合あるいは日本の沖合でとっております。これは当然日本は資源の枯渇を恐れておりますし、はえ縄漁業で大きな目のアマダイだけをとつています。中国漁船がそこに来て、がさつと底びきでとつてしまふ。それはもう小さいアマダイからほかの魚種まで含めてがさつととつていくわけですから、当然ながら資源も枯渇するわけでありまして、それから日本の漁具被害もあるわけでありまして。

そのアマダイ、では中国からどうやって来ているのかと思つたら、向こうで加工して日本が輸入をしているといううな状況であります。日本の商社あるいは各漁連が買い取つて、これは考へてみますと、何か日本の畑でとれたものをとられていくような、何か納得のいかない面映ひ感じがするわけであります。

当然、輸入の増加によつて魚価も低迷してきまして、私の地元の長崎の二日前の新聞でありますけれども、これは名門なんです、長崎の以西底びきの四社が廃業する、これはもう魚価の低迷で存続に見切りをつけたといううなことであります。水産部長崎県と言われて久しいわけでありまして、けれども、残念ながらこういう状況になっております。

農林省からいただきました資料の中の水産物の輸入の動向等を見ましても、昭和五十五年、その

数量が百四万トン、約二十年ぐらいい前だと思えますけれども、今では、六年が三百三十万トン、ことしの推計では三百五十万トン、何と三倍あるいは三・五倍になってきている。当然、その輸入の金額にしても一兆七千億円というふうな状況であります。水産国日本、どこに行くのかなという心配をいたしております。

私、大臣に一つだけ伺いをまずしたいのは、資源の枯渇と中国・韓国漁船の違反操業との関連、あるいは輸入水産物の増大と魚価低迷がもたらす日本の漁業経営、そういった関連があると思うのですが、その辺のそれぞれの相関関係についてどういった認識を持っておられるのか、まずお聞きをしたいというふうに思います。

○東政府委員 相関関係は大変難しいわけですが、まず韓国、中国の漁業と日本漁業との競合関係で問題が起ころおるのは、一つは漁場競合、先ほどアマダイの話がございました。それと漁具被害等の状況というのがもう一つの問題。そのほかに、総じて我が国周辺水域の資源状況が悪くなっている、低水準になっているということ。これは中国、韓国だけがとっているからということではなくて、我が方もとっているのですが、やはり最近中国船の進出が大きいということは一問題点ではないかな。したがって、そこにきっちり我が国の資源管理というのをやっているとかなきやいかぬというふうに考えております。

もう一つ、輸入と価格との関係でござりますが、価格というのはいろんな要素が入ってまいりますが、先ほど輸入の急増のお話もございましたが、実はこれは、日本船が向こうの遠洋へ行つてとつていたもの、これは日本産のものとして今まで計上されておつたものが、ジョイントベンチャーという形で、向こうでつくつてこっちへ入れているというものが大分ふえてきている事実もござります。イカ等そういうものがあるわけでござります。全体として、最近の価格問題としては、食料品全体の消費の伸び悩みの中で、水産物も同じように需要が弱いといえますか需要面の影響が一つ

と、もう一つは、円高が進行いたしまして輸入水産物の価格が低くなっている。これがやはり輸入からの価格圧力というふうな形ではね返っているのではないかとこのように考えております。

ただ、具体的に、それじゃ数字的にどれぐらいはね返っているかというのはなかなか統計的に処理しにくい問題でござります。御了承いただきたいと思います。

○大原国務大臣 長崎のお話は私も時々聞くのでありますが、やはりそのためにこの二百海里の線引きがしっかり行われて、我が国の資源保護が的確に行われること、これが何よりもやはり沿岸漁業の方々の漁業を守る大きな今回の改革の柱だ、私はかように考えております。

さらにまた、長崎でよく聞くのでありますが、以西海域で、いわゆる日本の二百海里の外側で漁業をしていらっしゃる方々が、今回の二百海里の線引きについて、いずれかという非常に消極的な感覚も私はお伺いしたことがあります。しかしながら、やはり大乗的立場に立つて、今回の二百海里もぜひとも全面適用、全面設定をやつてほしいという御要望を私は非常にありがたく思うことをいたしましたわけでありまして、そういうことを考えると、やはりおっしゃるよう、資源管理さらに二百海里以内における漁業主権の確立がどうしても必要でございまして、委員御指摘のように、この法案の成立にぜひとも御尽力賜りますようお願いしたいと思います。

さらにまた、輸入の拡大につきましては、これは非常に日本の漁業にとつてバイタルな問題でござります。水産庁から資料を私も取り寄せて勉強させていただきましたが、現在のところ漁業飼料の輸入が飛躍的に増大しておつて、魚そのものの輸入は、まあ数字の全体ほどはないということも承つております。しかしながら、いつまでもそんなことで安心できるのかという御疑問であらうと思ひますけれども、この辺については、やはり秩序ある輸入について農林水産省としても重大な関心を持つていかねばならぬ、かように考えて

おります。

○初村委員 今大臣、これはもう質問ではございませぬけれども、韓国からの主要輸入産物の中に、高級魚が当然多いわけでありませぬけれども、私の地元のある漁協は韓国からフグを輸入した。生で輸入しているのですが、日にちがたつことによつてフグが持つてくる毒が、日にちを追うごとに、しまがあらますね、紋といひますか、それがだんだん白くなつてフグの肉に毒が回るといふ検査が実は行われました。厚生省の方に聞かれますとこの問題はわかつております。そのため一年余り長崎県はフグ漁、これはナシフグという魚種でありませぬけれども、それが操業停止になつて数億円の損失を出してあります。こういった事態を考えると、私は、むしろ輸入の仕方によつては、あるいは今飼料というふうにおつしやいましたけれども、輸入の仕方によつては、本当にそれなれない漁業だけにやなくて本来とつていい魚までとれなくなつていくという現状をぜひお調べになつていただきたいと思ひます。

それから、長官にお聞きしますけれども、この条約の批准については私もやらなければいけないというふうな考えでおりますけれども、やはり国内対策、要するに国内の政策がどういうふうになつていくのか、こういう国内法だけで本当にちゃんと今大臣おつしやつたように二百海里の全面適用、全面設定ができるのかどうかという問題まで含めて考えていかないと、単に条約を批准するからこの法案を通してくれれば、私はなかなか難しいと思ひます。

そういう面でも長官にひとつお聞きしますけれども、この条約の批准が我が国の漁業に対して及ぼす影響、プラス面とマイナス面、ぜひお答えをいただきたいと思います。

○東政府委員 まず、海洋法条約の全体的な我が国への利益については、きのうも外務委員会の方でお話ございましたとおりでござります。

から管理していくという権利を認められておるわけでございます。我々今、周辺海域での資源状況が非常に悪化しつつあるという認識のもとでこの海洋法条約の方向というものをしっかりと日本国内で実行していくことによつて、しっかりと資源管理、それで漁業資源の最適の利用ということが可能になるというふうな考えておるわけでございます。

またもう一つは、現在暫定的な漁業水域という形でやっておりますが、これについてはいろいろな問題が出てまいりました。それをやはり、これは日本だけではなしに中国も韓国も海洋法の原則をのむわけでござりますから、今回のこの機会にきつちりしたものにしていく。それがやはり一つの、日本の漁業者いろいろな面での迷惑を与えている漁場競合の問題、漁具被害の問題等がござります。その解決を図っていく上でも非常に大きなポイントになるというふうに考えておるわけでございます。

○初村委員 マイナス面等をおつしやいませんでしたけれども、やはり特に暫定水域内の漁業のあり方というのは大きく変わつてくると思ひます。今度の海洋法の批准というのは、ちょうど農業でいえばガット・ウルグアイ・ラウンド・シヨックみたいな状況と全く同じではないか。逆手にとりまして、これをチャンスに、これを機会に新しい水産のあり方、新しい漁業あるいは漁村の活性化策をぜひつくつていただきたいというふうに要望したいと思ひますが、特に、今おつしやいました暫定水域内の今適用されていない漁業が変化してくると思ひます。そういった国内対策、特に漁業生産の安定確保策はどのようにお考えでござりますか。

○東政府委員 まず、資源管理を適正にやつていく。これは海洋法条約の認めている新しい形での資源管理ということがまずポイントにあるわけでございます。先ほど来お話ししているとおり、これは一挙にそういう最適というところには持ち込めない、現状を踏まえた形で資源の回復ないし

は資源の最適利用へ持つていくという形をとっていくということになると思います。そういう意味での資源管理型の漁業を徹底していく。これは、今回その対象になる管理をする魚種というのは、やはり資源調査の限界もございましてある程度限定されざるを得ない。そういったしますと、やはり地先水面での漁業資源の管理ということもこれから自主的にやっていただく、その助成といえますが、方策、促進ということをやっていくことが一つ。

それからもう一つは、つくり育てる漁業というものをますますやっていかなければいけない。例えばクロマグロについていろいろ言われておりますが、我が国はいよいよクロマグロも栽培漁業の対象にするというような形で、栽培漁業という形で資源量をふやしていくという方向、そういう形で我が国の周辺の漁業資源を最大に利用していくという方向へ持つていくということが一つの基本的な方向となると思いますが、その間にいろいろな構造調整を要することがございます。

それらについても適切な措置をとっていかねばなりませんし、先ほど来の魚価の問題、これにつきましても、ちよつと前に御議論がございましてけれども産地と消費地での価格の大きな差というものがあつた、それらの改善をどういうふうに図っていくかというような問題も含めた対応というふうなこと、それらを総合的に実施していくということが重要なポイントだというふうに考えております。

○初村委員 先ほど山田議員からも御質問がありましたけれども重ねてお聞きをしますが、日韓、日中の漁業交渉、一年以内に何とか交渉の妥結をと言われておりましたけれども、前回の日韓、日中の漁業交渉で次はいつやりましょうという話もしないで、そういう状況の漁業交渉のあり方で本当に一年以内にめどがつくのでしょうか。

○東政府委員 一つは、実は日韓、日中漁業協定の改定問題というのは昔から大きな問題であつたわけでございますが、最近の大きな相手方の変化

というのは、両方ともが、中国も韓国も国連海洋法条約を批准する、ないしはもう批准したという状況、その方向へ向かつて両国が動くということとございまして。韓国に至りましては、EJZ法をこの次の国会に六月ごろと聞いておりますが、提出するという状況になっておる。そういう状況で交渉をやるわけでございますから、今までのようなことではなく、やはり基本原則は我々共通の土俵に乗ってやっていけるというふうに考えるわけ、交渉を進める基盤ができて上がっているというふうに考えます。タイミングの問題でござい

ます。そこで、今、次の会合の予定も立たないでということでございますが、これは実は、先ほどお話ししたように、中国の批准の時期の問題ですとか、それから韓国側はこの法律を国会へ提出するということのような作業の問題とかというふうなものを抱えておるようでございます。今ちよつと日程を決めるといふわけにもいかないで、ということでも中断といふこともございしておりますが、そういうことも長く待つて云々ということではないというふうに私たちは考えております。また、すぐにといふわけにいかぬでしょうけれども、そういう相手方の事情というものを考慮しながら決めていくことになるというふうに考えております。

それで、我々としてはやはり一年をめどにやっていくという方向をとらなければいけないのだということを強く相手方に申し入れておるといふのが現状でございます。

○初村委員 そこで一番問題になるのが領土問題なんです。長官。先ほどの議員への長官の答弁の中に、中国との領土問題はなという認識にあるというふうな答弁がありました。それは、日本は中国に対してそうかも知れません。ちよつと韓国が全く逆なんです。日本との領土問題はなというふうな感覚で実は竹島の問題を言われております。橋本総理は、領土問題は棚上げにしても漁業交渉をやつていきましよう。韓国の金大統領

は、領土問題は当然ないから、棚上げじゃなくて、そんなこと話す必要ないから漁業交渉をやつていきましようというニュアンスの違いがあるんです。恐らく中国は、今の漁業のやり方、韓国水域まで入っている状況を見れば、日本と韓国の漁業協定あるいは漁業交渉の進みぐあいをしながら駆け引きをしていくというふうに思っています。それから韓国も、今の日本の水域でやっている韓国漁船の水揚げ高を考えれば、この交渉が延びれば延びるほどいいんです。私は、日本もそういったことをやはり認識しながら交渉をぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

きょう外務省から課長さんお見えでございます。よ。海洋課長さんにお聞きをしますけれども、今大臣は、この法案はこの批准によって二百海里、短く言えば全面設定と全面適用、資源管理をやつていくんだというふうなことに期待をして、やらなきゃいけないというふうな御答弁があつたというふうに私は認識をしておりますけれども、実際、今回の条約批准あるいはこの法案によつて、外務省どうですか、全面設定、全面適用ができるというふうに考えていますか。

○高田説明員 設定の問題につきましては、今般提出をいたしました排他的経済水域及び大陸棚法案に明らかなとおり、我が国といたしましては、排他的経済水域の設定に当たりまして、一水域の除外は行つていないところであります。

それから、韓国、中国との漁業関係にしまして、これはまさに先ほどから水産庁の方からも御答弁をされておりますけれども、韓国、中国両国との協議によりまして、沿岸国が生物資源の維持に係る適切な措置をとる、こういう国連海洋法条約の趣旨を十分に踏まえた新たな漁業協定が早期に締結されることとなるよう鋭意努めてまいり所存でございます。この韓国、中国との協議につきましては、早急にかつ精力的にやっていきたいと思つております。

○初村委員 いや、早急にかつ鋭意努力をしていきますというのとは当たり前の話であつて、私が質

問をしたのは、全面設定、全面適用ができますかということなんです。領土問題を棚上げにして全面設定、全面適用ができますか。

○高田説明員 設定の問題につきましては、我が国として一水域の除外を行うことなく設定をするということ、今回の法案にも明らかなとおりでございます。

それで、韓国との排他的経済水域の境界面定の問題につきまして、これはもちろん大変難しい問題があるわけですが、そこは、去る三月のタイにおきます日韓首脳会議で、この竹島の領有権とは切り離して話し合つていくということ、これは今後でございますけれども、これはなるべく早期にやっていくということを考えております。

それから、全面適用ということで先生御質問がございました。全面適用といった場合に、これは我が国の国内法の規則が適用されるということでございますけれども、この点につきましては、先ほど申しましたとおり、沿岸国としての我が国、これが生物資源の維持に係る適切な措置をとつていく、こういうことを基本といたします。国連海洋法条約の趣旨、これを十分に踏まえた漁業秩序というに、これはまさに今後鋭意話し合つていくということでございます。

○初村委員 だから、仮に韓国の問題とすれば、領土問題を棚上げにして全面設定、全面適用はできないんじゃないかという心配をしているんです。海洋法は批准しても二百海里の排他的水域の設定ができないんじゃないか。それだけをずるずる延ばされるんじゃないかという危惧を現場の漁民の皆さんがしているんじゃないか。しているはずなんです。相当な被害ですから。そこに今回の例えは先々月ですかにありました漁民大会でも、そういう漁民の皆さんの、現場の皆さんの声を体してぜひ交渉をやつていただきたいと強く要望して

おきたいというふうに思っております。

もし、例えば尖閣諸島あるいは竹島、そういった領土問題がある中で、お互いが入会をやるあるいは漁業設定をした後の内水面で違反操業が出るとした場合のその対応は、当然国が許可をしなくては行けないけれども、許可の取り消しも含めて、長官、考えておられますか。

○東政府委員 漁業主権法の方でございますが、法律の中で明確に、司法処分に加えて、期間を定めて漁業の停止を命ずるないしはその許可を取り消すということができるといふ規定を置いております。私もこれは非常に大きな武器だと思っております。といひますのは、違反といふことがここにあるから怖くなるわけでございまして、これは日本がかつてアメリカ、ロシア海域でやはりそこそこが大変、要するにきちっとした漁業体制をとっていく大きなポイントになったわけでございまして、そういうつもりで考えていきたいと思っております。

○初村委員 そのが一番武器だということであり

実はきょうの読売新聞に、国際ルール違反国を対象として自民党内でマグロの輸入規制もやるべきではないかと。冒頭に私申し上げましたけれども、日本の海域でとっている魚が逆に、中国、韓国から逆輸入している状況なんです。そういったことも輸入規制も含めて規制をされるおつもりでございまいしょうか。

○東政府委員 御承知のとおり、あの海域といひますか、大体日本の近海での沖合漁業の対象魚種については輸入割当て制のもとに置かれております。日本でとったものが入ってくるのかどうかという点については、これは漁船は韓国国内の方もやりますし、そこは見分けが不可能でございまして、したがって、IQという形で、輸入割当ての制度というものでやられていくことになっていくので、その範囲内で対応が可能だと思ひますけれども、とった魚をこちらへ輸出してはいけな

やりにくい問題でございまして。

○初村委員 この辺はまた後で別の機会に論議を深めていきたいというふうに思っておりますが、昨日、外務委員会が質問させていただきまして、韓国漁船による違反状況の数それから漁具被害の発生状況、水産庁の発表では、例えば海域で違反件数が二百弱だったと思ひますが、海上保安庁が調べたところによると、その海域内に外国漁船がいるといふのは千九百隻確認をしているといふようなことです。当然違反をしているといふという問題があると思うのですが、違反操業あるいは漁具被害の実態は、水産庁、どういふ形でつかんでおられるのですか。水産庁独自で調べられているのですか、それとも各漁連から聞いた話をまとめておられるのか、その辺はどういふうか。

○東政府委員 まず違反件数でございまして、これは水産庁の取り締まり船がございまして、それから県の取り締まり船もございまして、主として水産庁の監視船で確認しておる件数ということにございまして、あの海域を中心に相当数の監視船を出しております。

それからもう一つ、漁具被害の方でございまして、これは私の方で補助金を一部出してありますが、全漁連にまわっていただくという形をとって、それぞれの県の漁連から全漁連を通じて把握するという方法をとっております。そういう形でやっております。

○初村委員 水産庁の取り締まり船の耐用年数がどれくらいなのかわかりませんが、今度の海上保安庁の新船の建造費あたりの予算を見ますと、本当にこの海洋法を批准する、こういう国内法を整備していく割には予算が非常に粗末。恐らく水産庁もそういう思いでおられるのではないかとと思ひますが、例えば水産庁の監視船ですね、大体八十から百の間あると思うのですが、その四十隻がもう耐用年数を過ぎつつあるというふうな状況なんですね。これで本当に対応できるのか、そういう問題も含めて、今水産庁、監視船をお

持ちだということでありまして、ぜひ整備強化をしていただいて、取り締まりについては漁師の皆さん非常に期待しておりますので、これをやっていただかないと、二百海里の設定、排他的海域の設定にはもう全然意味をなさないわけでありまして、ぜひ強化をお願いしたいというふうに思ひます。

時間がありませんで、ちょっとはしよって申し上げたいと思ひますが、水産庁の本年度の予算の中で、減船対策にもなるというふうに思ひますが、時事通信社の官庁速報に、水産庁は新たな減船対策を実施、要するに、予算案の中で基幹漁業総合再編推進事業三十七億円を創設したというふうなことであります。恐らく海洋法の条約の批准に伴ってTAC制度の導入、あるいはある面ではその中で打撃を受ける業界もあるというふうなことでの救済措置だといふふうに思っておりますけれども、その内容について詳しくお教えをいただけませんでしょうか。

○東政府委員 減船対策、従来は、国際減船でや部分はちよつと別にいたしまして、これは閣議決定で方式が決まっております。それは別にいたしまして、国内の事情で経営的にどうも調子が悪いといふので減船をする場合、それともう一つは、資源回復を図るというところで、とり過ぎだから少し船を減らそうという話し合いの中でやる、この二つの方式の減船がございまして、これにつきましては、船をスクラップするときの経費の一定部分が、たしか九分の一だと思ひます。それは国が持つという形で、ほとんどの場合はさらに県側が積み足しておられて、業者負担というのが軽減されております。その方式と、それから共補償という形で、いわゆるやる方の漁業権を、漁業をする権利を何らかの形で経営的な観点から補償する、残る方がお金を出すという、それに対する支援という二つの方式が別々にあったわけでござい

の船が船団を組んでやるわけでございまして、大型化したりしながら少し隻数を減らしてそういう高度の経営形態をやる。そのためには、大きくいたしますとどうしても漁獲能力がふえますので、他を減船するといふ形になります。そういうものに対して何らかの新しい方式でやってもらえないかというのが今年度つくりました基幹漁業総合再編推進事業でございまして、これは、今申し上げましたスクラップの経費の補助とそれから共補償と両方使えるという形をとったわけで、それが三十七億円の予算になっておるわけでござい

○初村委員 そうしますと、今度の法案が実施されますと、いろいろ国際漁業にかかわる再編対策をしていかなければいけないというふうに思っております。平成元年の十二月に閣議了解されておりますサケ・マス対策と同じように、今度の問題でこういった国際漁業再編対策をやられるおつもりですか。

○東政府委員 私どもは、西側を中心とした地域で漁業者の方から相当数、中国海域、韓国海域へ入っているんだ、だからこれを何とか確保してもらわないと困るんだというふうなお話が強くあつたわけで、それを体して、その状況をよく踏まえて、韓国側もやはり日本側での漁業というものを一部やらなければならぬわけでございまして、取り締まり権というものをきちり持つというのが一番大きなポイントだと思っておりますので、そういう形で、何とか現在の状況を確保していきたいというところで交渉に臨むつもりであります。

したがって、そういう状態にならないような方向へ持っていきたいということが基本でございまして、ただやはりこれはいろいろ条件がございまして、それはその状況の中で検討しなければならぬと思ひますけれども、これは国際漁業再編対策という形で閣議了解がそのサケ・マス

をやつてきたという経緯がございます。そういうものを踏まえて検討しなければならぬというふう

に考えております。

○初村委員 今おっしゃいましたように、取り締まりというのが第一義に来るかと思ひますけれども、例えば先ほどおっしゃったように、水産庁としては、二百海里の全面設定をやつていくんだ、排他的水域をやつていくんだ、設定をしていくんだという概念に立てば、例えばまき網漁業界は六〇％近くの海域を失うんじゃないですか。漁獲高にしても五〇％ぐらいの漁獲高を失うんじゃないですか。そういったことがもう明らかになるわけですよ。

二百海里の設定をしていきましようと言ひながら、取り締まりだけですよではなくて、もし設定した場合にはこういう打撃があるんだよということももうわかつてゐるわけですから、ぜひ国際漁業に対する再編整備を早急に頭の中に考えながら交渉を進めていただきたいというふうにして思つております。当然やつていかれるというふうにして思つておりますけれども。

○東政府委員 今、まき網の例がございました。漁獲高で五〇％から六〇％と私たちは考へておりまして、そこは回りながら漁業をやつていただけに、まき網自身もそれだけの被害では済まない可能性がございます。私どもはこれは真剣に受けとめなければいけない。

それで、二百海里の体制というのは完全に相手を追出すための対策ではございません。相手を管理下に置くということが基本でございます。したがひまして、こちらの方も、こちらの漁船は非常に規則正しくやつておるようでございます。余り違反がないようでございます。そういう状況でございますが、とにかくその現在の漁業の状況というものを踏まえて相手方にやつていきたい。

しかし、これは即時廃棄してからやつたらどうだみたいなお話もあつたわけですが、そういう現実がございますので、とにかく交渉の中でその解決策を求めていくということが最大のポイントで

あらうと思つております。それは今先生、念頭に置いてというお話でございました。私どももそういうものは念頭に置きながら交渉をきちつとやつていきたいというふうにして考えております。

○初村委員 最後について。

私の手元にあります資料の中に、ちやうど二十年前、昭和五十二年の国会決議がございます。「新海洋秩序形成時代に対応する水産業の確立に関する件」。思い起こせば私が国会へ来ましてからも、まだ数年ですけれども、ガットウルグアイ・ラウンドに対する農業に関する国会決議をやりまして、この二十年前の国会決議、今読んでみましても、中身は余り変わらないのです。国会決議の意味が本当にあつたんだろうか。ここで改めて、これは各党の御協力もいただきながらやらなければいかぬでしようけれども、やはり国会決議をする時期に来てゐるのではないかとこのように思つております。

その中で、きのう総理にもお尋ねをいたしましたけれども、漁業基本法をつくるべきではないか。この二十年前の国会決議にも、新しい漁業基本法を初めとする漁業制度の全般にわたつて早急にその見直しを行い制度の整備を図ることというふうにして書いてあります。新しい漁業基本法を私はこの時期につくるべきではないかというふうにして考へております。ただ、残念ながら総理からは、今はちよつとというふうなお話がありました。つくり育てる漁業、新しい漁業あるいは新しいそういう沿岸国主義になつてくる海洋の取り締まりを含めて、時代は変わつてきております。そういう国、水産国日本の新しい指針として私はやつていくべきではないかというふうにして考へておりますけれども、最後に大原大臣、並々ならぬ決意のほどをお聞かせいただきたいというふうにして思つております。

○大原国務大臣 初村委員御指摘のように、農業基本法ができたのがたしか三十六年だと思ひます。それに対応して、林業基本法に相当するものとして沿岸漁業等振興法というのが制定をされた

わけでありまして。さらに、三十九年に農林省関係では林野関係の基本法ができました。基本法の体裁を見てみますと、なるほど、この沿岸漁業振興法というのは基本法の体裁を一通り整えております。例えば、基本法が制定されると白書を出さなければならぬ。それに準じて漁業白書というの

も発表をしておるわけでございます。しかしながら、農業基本法も今新たな改定の時期に来ております。それと二年かそこらしかずれていない時代の基本法に相当する振興法であります。新海洋法時代を迎えて、我々は十分この基本法については、その内容を充実させ、さらにまた進展させる検討を続ける必要がある、かように考へております。

○初村委員 最後に要望をしておきたいと思ひますが、ぜひ農林水産省挙げて頑張つていただきたい、水産国日本、海洋国日本のためにぜひ頑張つていただきたいことを強く要望いたしまして、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○松前委員長 藤田スミ君。

○藤田委員 私は、昨年漁業国際会議に参加いたしました。この会議で繰り返言われていたのは、適切な資源保存の措置を今とらなければ、近い将来世界的な水産物の不足が出てくるという警告でありました。その点では、国連海洋法条約とそれを実効あらしめるための措置は、まさに海の資源と国民の食糧にかかわる問題であると思ひます。

大臣、私はこの際大臣の認識をお伺ひしておきたいのですが、やはり漁業を国民の重要な食糧産業として位置づけるべきではないかというふうにして考へますが、御認識をお聞かせください。

もう一つ食糧危機の問題で、これはちよつと漁業から離れますが、世界的に穀物の食糧供給が必要に迫つてくはないかと指摘されている中で、今一番差し迫つて深刻な問題は、トウモロコシの価格急騰、それから世界的な在庫不足の問題です。ここの作柄いかんではアメリカが輸出を禁止するのではないかと聞かれてゐるところ

でありまして、もちろん、それは我が国にとつて深刻な打撃になることは言うまでもありません。農水省は、トウモロコシなど飼料用穀物の政府備蓄十万吨以上を放出する方向で検討に入つたとけき報道されておりましたが、政府としてどういふ対策をとつてゐるのか、また、アメリカ政府に對して輸出禁止を行うようなことはしないかという話をしておられるのか、明らかにしていただきたいわけですが。

○大原国務大臣 御指名でありますから私からお答えしたいと思ふのです。

先ほどもお答えしたように、四割の動物資源の供給をしてゐるわけでございますから、もし仮にこれがだんだん下がつていってカロリー供給率以下がなくなつていくなると、ほかの動物資源によらなければならぬわけでありまして、そうしますと、牛肉の場合は一キロつくるのに十一キロの穀物が必要である、そのほとんどがアメリカやその他の国から輸入でありますから、後の方の御指摘の問題とも絡めて、やはり食品の、我が国の食糧供給の重大な畑でありますから、我々はそれを培養していかなければならぬと思ひます。

それから、穀物の値段につきましては、例の畜産物価格を決定する際にもある申上げたのであります。いろいろな経済指標が出たにかかわらず、やはりどうしても私はこゝしじやうを考へてみましても穀物市況は非常に逼迫する可能性がある、そういうことを考へまして価格決定を一応させていたわけでございます。

また、最近のいろいろなマスコミやアメリカの情報、世界の穀物市況等々考へますと、一部には在庫率がふえるであらうという非常に楽観的な見通しもございます。アメリカの作付がふえました、したがつて、こゝしは去年よりも在庫率がふえるだらうというふうなお話もあるものであります。何しろこれはお天任せでございます。秋口の状況がどうなるかによつて委員御指摘のような不安が、短期的にも我々は抱えてゐるのではないかな、こゝし思つております。もとより長期的にはこ

平成八年五月十五日

—

れは中国のいわゆる嗜好の拡大その他によつて、我々の穀物市況がそれによつて影響されるという可能性も多分にありますので、そういう意味でこの問題については重大な関心が払われなければならない、かように考えております。

なお、在庫の吐き出しについては局長から答弁させていただきます。

○熊澤政府委員　お答へ申し上げます。

基本的には今大臣から申し上げたとおりでございますので、補足して御説明申し上げたいと思います。

初めに、先生御指摘のように、本穀物年度の主としてトウモロコシの国際需給につきましては、米国の減産等により大変逼迫しているわけでございまして、米国について在庫率を申し上げますと、米国農務省の発表では、本穀物年度の期末の在庫率が三・七％という極めて低い水準になるということは、これは御指摘のとおりでございます。他方、これも今大臣から申し上げましたけれども、本年の米国のトウモロコシの作付面積、これも米国の農務省の五月十日の発表でございしますが、約三千二百七十八万ヘクタールという発表になっておりまして、対前年で見ますと約一三・八％の作付の増というところでございます。確かに天候要因いかんということもございします。しかしながら、作柄が平年並みであれば期末の在庫量、在庫率ともかなり大幅な改善が見込まれるというふうに私どもは見ております。

なお、米国の穀物禁輸のお話がありました。これまで米国政府みずから禁輸についてはないとその可能性を再三にわたって否定いたしておりますので、そのような事態について懸念する必要はないというふうに私どもは考えております。ただ、先ほど申し上げましたように、今年度の穀物需給、かなりきつい、タイトな状況にあるわけでございますので、私どもも十分安定的な供給について配慮していくという必要がございます。

政府としても、備蓄につきましては、現在トウモロコシ、コウリヤン、大麦を合わせまして百二

十万吨の政府備蓄を保有しておりますので、数量についてはもちろんまだ今後の動向を見ながらということですが、そういった備蓄の活用も視野に入れながら安定供給に配慮してまいりたいと考えております。

なお、現時点で、私ども商社等からの聞き取りでは、当面の輸入数量につきましては十分に輸入

手当てではできていると承知をいたしております。ただ、こういう逼迫した状況でございますので、一時的な流通の滞りといったような状況も考えられるわけでございますので、先ほど申し上げまし

たように、備蓄制度の活用も含めまして、安定供給に十分配慮してまいりたいと考えております。

○藤田委員 それでは本題に入ります。

私はさきの本会議質問の中でも、政府が国連海洋法条約の批准を長きにわたって放置し、二百海里の全面適用も行わないことによって韓国及び中国漁船などによる乱獲、違反操業を許し、周辺の水産資源を衰退させるなど、国民とりわけ漁業関係者に甚大な被害と悪影響をもたらしてきた責任は重大だということを述べました。そして、この政府の責任を明確にすることが今後の二百海里全面適用に向けての重要な一石になるものだということをつたわけてですが、私は、政府がここで責任を明確にしないということは、今後の二百海里全面適用問題でも本当に日本の立場に立った適用がなされるのかどうか、そういう大きな不安を持たざるを得ないわけです。その点では、私はもう一度ここで大臣に政府の責任というものについて明らかにしていただきたいわけであります。

○東政府委員　先にちよつと経過だけお話しさせていただきます。

れをうちの方でもそれに対応したわけでございまして、その中で日韓、日中は漁業協定をやつて、今回、世界的に国連海洋法条約を発効して国際的なルールになったというもとで初めてこういう形で全面的な実施ができる状況になっているということとございまして、その点を御理解いただきたいと思います。

○大原國務大臣　日韓關係では、委員御承知のように李承晩ラインが一方的にしかれたり、日本の外交交渉の弱み、そういったものの中で設定され、それに引き続いて、たしか四十年だったと思うのですが、日韓漁業協定、さらに、五十年でございませうか、中国との關係、五十二年にソ連との關係の東經百三十五度の東の方というような形で今までの経緯がありました。

しかしながら、今回の条約ではそういったいわゆる過去のいきさつをこの新しい海洋秩序のもとへ引き戻してくるというのがねらいでございまして、我々としては、外務省の働きにも多分に期待をしなければいかなのでありますが、全面設定、全面適用を旗頭に漁業資源の確立に邁進をしたいというのが農林水産省の考えでございいます。

で長く言うことはできませんけれども、経緯は経緯として全く認めないわけではありません。しかし、漁業者の皆さんがこうむった被害に対して本当に政府の誠意ある一言がほしいと思います。

漁業者にとつて、大臣もおしやつたように二百海里の全面設定、全面適用は痛切な願ひであります。だから、一体いつまで適用除外になるのかということが今本当に大きな問題であります。が、本会議の総理の御答弁も、早期に締結するよう努力すると一般的な御答弁でした。しかし、これではとても漁民の皆さんは納得できません。全国の漁民決起集会の中でも、与党の皆さんがごあいさつの中で、一年以内に努力したい、こういうごあいさつをされたら、やじが今すぐやれと飛びましたよ。そのとおりなのです。

だから、本当に一年ないし二年で適用除外期間

が終わるのが、私は大臣に責任を持った御答弁を求めたい。

○大原国務大臣　私も過日の外務委員会に陪席をいたしておりますが、相手方のあることでありますし、こちらの言うとおриにはなかなかいかないというのものは外交交渉の常識でございます。

しかしながら、一年以内、これは非常に重要な
めでございまして、そこでもって条約を破棄し
てさらに一年延ばすということになりますと、こ
れは漁家に対して何が二百海里だったのかとい
う批判が出ることは当然でありまして、やはり一
年以内をめどに努力をする。竹島問題もござい
ましよう、尖閣もございまいしょうが、そこはや
はり知恵を絞って早期に決定をする努力を、農林水
産省としては外務省のしりをたたかなければなら
ぬ、かように考えております。

○藤田委員　二百海里的漁業資源を保全する上からも、日本周辺水域内での外国船の規制権限を当然日本が持つということが極めて重要な問題であります。この点でも残念ながら本会議問では明確な御答弁を得られなかったわけですが、言うまでもないことですが、これまで規制権限は旗国主義で、目の前で操業違反が行われていても日本側として何の手出しもできなかったわけですね。その点では、先ほどからもお話がありましたが、漁民は本当に怒り心頭に発しています。だから、政府がやらないなら自分たちでやるしかないかと非常にせっぱ詰まったところに追い込まれているわけです。したがって、個別の漁業協定においても沿岸国主義をとる、そういう立場を明確にして、私は、もうこの旗国主義を本当にやめるということをはっきりさせていたきたいわけです。

○東政府委員　政府としても、国連海洋法条約の趣旨を十分踏まえた新たな漁業協定という形で進めるということです。これは、国連海洋法条約は沿岸国主義を中心に据えておりまして、それを踏まえてやるということです。しかも、中国も韓国も、韓国はもう批准しておりますし、中国

国の側ももう少し批准だということでごさいます。お互いその原則を、国際ルールをのんでおるわけでごさいますから、その方向での新たな枠組みができるものというふうにしていきいたいと考えております。

○藤田委員 この問題では取り締まり権限ともに取り締まり体制が非常に不十分であるということも大きな問題であります。取り締まり体制の一つの柱に海上保安庁の問題がありますが、これは運輸委員会でも議論されていると思います。直接水産庁のかかりで言えば、漁業調整事務所がその任に当たっているわけです。

私は先日兵庫県の香住漁業調整事務所を訪問いたしましたけれども、この漁業調整事務所が管轄している区域は山口県から石川県まで物すごい範囲で、職員は何人だと思われませんか、たったの五人です。船も持っていない、チャーター船でやっているというふうなことで、これでは本場に規制権限が日本に移ってきたとしても漁民が期待するような規制は確保できないというふうに言わざるを得ません。この点では、大臣、早急に漁業調整事務所を拡充し、また高速船を少なくとも各漁業調整事務所に配置する、こういう抜本的な強化を図っていただきたいわけです。

○東政府委員 実は、漁業調整事務所以外に、本庁の監視船も持っております。それで二十七隻の体制をとっておりますが、先ほどちょっとお話ししているのとおり、今回もしこちらに取り締まり権限が出ますと、やはり相手の違反を視認するということが必要ポイントになります。したがって、航空機による監視ということが非常に大きなポイントになってくると思います。八年度にもそれを増強させております。航空機の場合は、これはもちろん調整事務所じゃなく本庁が直接乗り込んだりというふうなこともやります。さばりながら、その強化ということは一つの課題だと考えております。韓国、中国との関係につきましては来年度以降ということになるのだろうと思っております。

そういうことを念頭に置きながらの強化ということは、やはりこれからの課題というふうにしせていただきたいと思います。

○藤田委員 現場では、定数、定員をふやすという問題も、定数削減の中ではなかなか困難だということも聞いております。これはあえて大臣には質問しませんが、大臣、ぜひその定員をふやすという面でも応援をしていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

もう一つの問題は、これも本会議で質問していますが、新しい漁業資源の規制管理を我が国の漁業者が求めながら、一方、水産物の輸入を野放しにすることは道理に合わない、秩序ある輸入が実現できるようにすべきではないかということに対して、大臣は、これは大臣です、秩序ある輸入が望ましい、関係者による需給協議を行っていくというふうにお答えをいただきました。この関係者による需給協議というのは、これは消費に見合った適正な輸入量の大枠を決めて行こうものなにかどうか、これが一点です。

それから、当然魚種ごとに行わなければならないわけですが、どういう魚種が想定されているのか、これが二点目です。

それから、需給協議の場が一定オープンにならなければ、実際、有効な需給協議がなされるのかどうかともわからないわけですので、その点についても明らかにしていただきたい。簡潔にお願いします。

○東政府委員 大臣が本会議でお答えしたとおり、需給情報検討会ということですが、幾ら輸入するということではなかなか難しいわけでごさいます。こういう需給状況だから、それを勘案して輸入なり供給なりをきちんとやってくれというふうな話し合いになります。その中身につきまして、主なものはマグロ、サケ・マス、サケ・マス一緒にごさいます。エビ、イカ、タコ、魚卵、サバというふうなことが対象魚種として話をいたしております。この会議につきましては、その状況について記

者団に対して御説明するというような形をとっております。需給協議の中身はこうであつたというふうなことを新聞記者の方々にお話をするという形をとっております。

○藤田委員 そうすると、それは今までもとつていたということですね。

それから、もうひとつはつきりちよつとわからなかったのですが、その消費に見合った適正な輸入量の大枠を決めて行こう、この点はなんですか。TACの設定によつて生産量が決まれば必要量との関係からどれだけ輸入が可能なのか、輸入に対して適正な規制が可能な条件がここから出てくるわけですが、逆に言えば、したがって、消費に見合った適正な輸入量の大枠を決めて行こう、この点についても一度聞かせてください。

○東政府委員 現在我々に許されることは、計画経済の状況ではございませぬので、生産の状況がどうか、それから需要の動向がどうか、それから輸入の動向がどうか、在庫の動向がどうかという情報を総合的に私の方もお話し申し上げ、業界からも、いや、それはちよつと見過ぎじゃないかと、そういうふうな情報を交換して、お互いにその需給状況を共通認識として把握していくということに境界を設けざるを得ないわけでごさいます。

これらにつきましては、品目等を中心に、やはり問題になってきたときに追加していくというふうな形でふやしてきているという傾向がございまして、傾向といえますか、そういうふうな状況になつていくということでごさいます。

○藤田委員 もう一度、後でもう一回輸入問題は聞きますが、いづれにしても、輸入の適正な規制と資源に見合った操業が実現されてこそ漁業経営も守られるわけでありまして、それは、自由経済のもとでという点では私も制約を全く感じないわけではありませぬけれども、やはり今回のTACで適正な輸入というものについて、政府のこれから一つの構えというものが要ると思つて、もう一つTAC問題では、正確な資源量を予測

する体制が十分確保できるのかどうかということも問題です。

漁業資源の規制管理をするには、その前提として、正確な資源量の予測がなければ規制の根拠がなくなつてしまふわけでありまして、その点では私は、これも兵庫県の但馬水産事務所を訪問しましたが、漁業資源調査はその調査費用に莫大なお金がかかる、県レベルではとても対応できないし、職員の体制も不十分なので、国として漁業資源調査研究のための措置の新たな仕組みが必要である、こういうことを強く訴えられました。これはもちろん兵庫県の事例でないことは明らかであります。

この際、漁業の資源調査体制の抜本的強化、これについて直ちに手を打つべきではないかというふうにごさいますか、いかがですか。

○東政府委員 資源調査というのは長い統計の積み重ねということが一つ重要なポイントでございまして、従来から水産庁の水産研究所、それぞれ海区別にある水産研究所を中心にそういう資料収集、資源状況の把握ということをやつてきておりました。相当の資源調査の蓄積がございまして、しかし、この国連海洋法条約の批准というのを今年度のこの通常国会にお諮りするというものと、我々その資源調査を、これはTACの制度と結びつけてやっていくかなければならぬという情勢でございまして、平成七年度、昨年度から周辺漁業資源調査という形で再編いたしました、強化をいたしております。特に、国の研究所はもちろん中心の一つでございまして、県の方に對する補助金を、これは委託費でございまして、委託費を相当増額いたしております。七年度には一億九千万円から四億九千万円に増額するというような形で強化をしていっております。

これからも、やはりこれについての十分な配慮というものをしていかなければいかぬというふうにごさいます。最後に、セーフガード発動の問題についてお伺いをしておきたいと思つております。

これは政府の方は、水産物の輸入急増の事実がないので検討していない、セーフガードの発動は検討していないという御答弁でした。

そこでお伺いいたしますが、水産物のある品目の輸入が急増し、そのために国内の漁業経営に深刻な打撃を与えているならセーフガードを発動するというところに異存はありませんね。

○東政府委員 このセーフガードというのはガットの十九条による一般セーフガードだと思いますが、その規定に沿って、ちよつと規定そのものを持っておりませんが、輸入の増加による国内産業への重大な損害があること等が要件ということになっております。その要件というのがこのセーフガードを使う一つの要素でございます。

○藤田委員 異存はないという御答弁の上に立つて、輸入急増というのは一体どの程度の期間を指して言うのか。それは一年なのか、三年なのか、半年なのか。この問題が一点です。

それからもう一つは、急増というのは基準時から何%ふえることと考えていらっしゃるのか。これも明確に答えてください。

○東政府委員 この輸入の増加の程度、その期間については、輸入と国内産業の重大な損害との関係ということで期間、量とも判断されるものでございます。そういう意味ではケース・バイ・ケースで判断されるべきことであるというふうに考えております。

○藤田委員 基準もそうですか。基準もそうではないですか。

○東政府委員 基準といいますが、そういうケース・バイ・ケースでその両者の関係、輸入と国内産業の重大な損害ということとの関係というのがはかられることになると思います。

○藤田委員 よくわかりました。

本日に、セーフガード協定には「生産する国内産業に重大な損害を与え又は与えるおそれがあるような増加した数量」というふうに書いておりますから、まさにそういう点では、私はセーフガードを発動すべきだとする漁業者の要求というのは

真つ当だというふうに考えております。

この問題では、水産庁の担当者が現場の漁協に出向いて、セーフガードの発動は漁業者に重い義務を課しているというような、もう大変事実反するような脅迫まがいのことを言つて、そして漁業者から反発を受けているわけです。

私は、政府として、セーフガードの発動を求めている漁業者の立場を尊重して真剣に検討するということを再度大臣から表明をしていただいて、質問を終わります。

○大原国務大臣 何回か委員から同じような質問をいただいたわけでありまして、細かいケースを私は全部存知しているわけでもございません。やはりそういった協定がある以上は、これは空振りでは何もないわけでございますので、我々としては、どういう場合にどういう事態があつたら発動するということのめどをやはり持つておく必要があるのではないのかな、御指摘をいただきながらそんな感じでございます。先ほどから秩序ある輸入と私が申し上げますのは、そういったことを含めて検討していくべきだ、こういう感じでございます。

○藤田委員 質問を終わります。

○松前委員長 次回は、明十六日木曜日午後二時四十五分理事会、午後三時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十三分散会